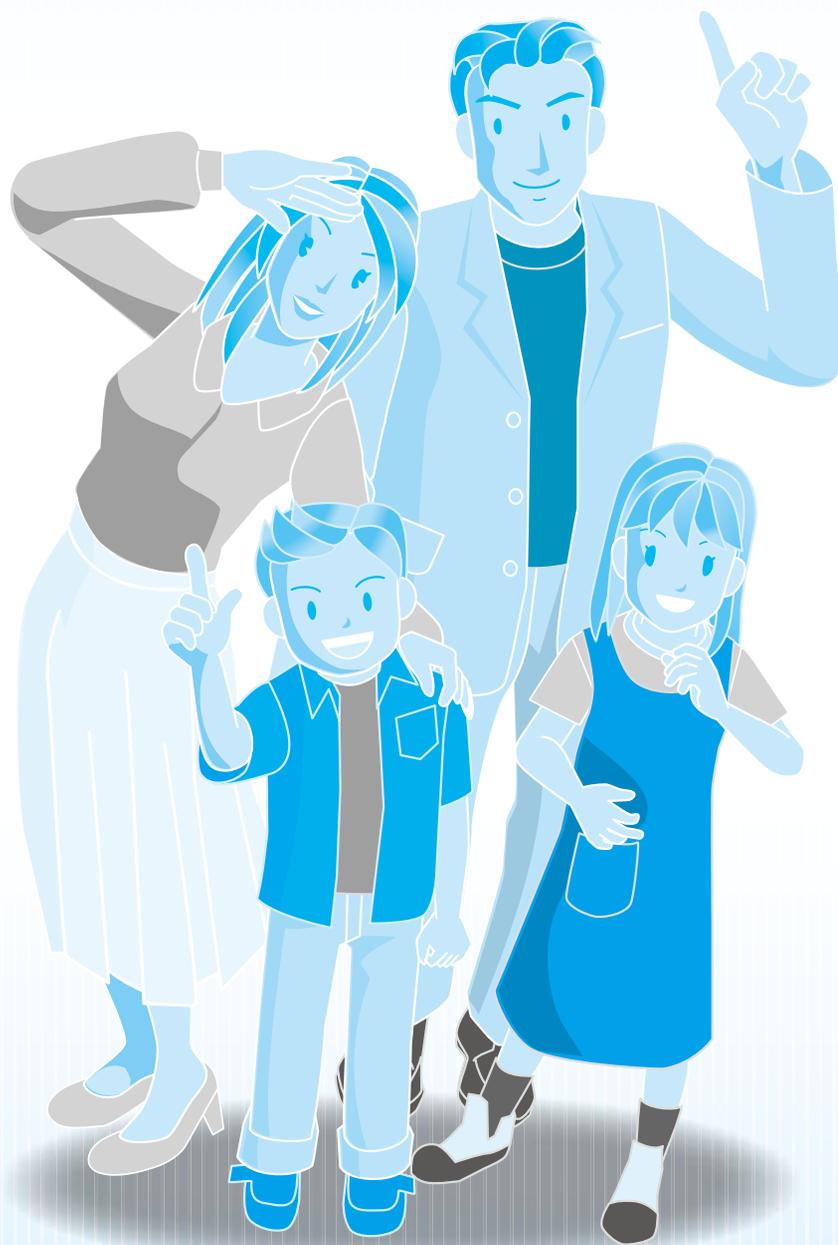


男女ハートフル 共生プラン

～茂原市男女共同参画計画(第2次)～



平成23年3月
茂原市

はじめに

21世紀を迎えて早10年を経過し、少子高齢化・高度情報化・国際化など、社会経済環境は過去に例を見ないほど劇的に変化しています。私たち自身の生活も例外ではなく、労働形態や家族形態も様変わりし、各自のライフスタイル・価値観も多様化しています。

このような中、女性も男性も互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる「男女共同参画社会」の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題の一つとなっています。

本市では、平成16年3月に「茂原市男女共同参画計画」を策定し、さまざまな施策を展開してまいりました。この計画は、平成16年度から平成22年度までの7年間を計画期間としており、社会情勢やニーズの変化に応じて見直しを行うこととされました。

このため、平成20年度に「茂原市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」を実施し、アンケート結果とこれまでの実績を踏まえ、平成21年度・22年度において計画の見直しを行い、「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第2次）～」を策定しました。

「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第2次）～」では、基本理念を「女性と男性が、互いを理解し、協力し合うこと～共生と共創～」とし、すべての人が1人の人間として尊重され、家庭の温かさ、人々とのふれあいを通して、職場・地域・学校・家庭などのさまざまな場所において、それぞれの特性を活かして心豊かに個性と能力を発揮でき、充実した人生を送ることができるよう、市民ニーズやライフスタイルの変化を踏まえ、さまざまな新しい施策を盛り込みました。

男女共同参画社会の実現のためには、行政による取り組みだけでなく、市民、企業および各種団体等が一層の連携を図り、一体となって積極的に取り組むことが必要となりますので、さらなるご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定に際し貴重なご意見・ご提言をいただきました「茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会」の委員の方々をはじめ、意識調査、パブリックコメント（市民意見募集）手続などにご協力いただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

茂原市長 田中豊彦



目次

はじめに	1
目次	2
第1章 計画策定の背景	5
(1) 社会情勢の変化	6
(ア) 少子高齢化の進行	6
(イ) 国際化、高度情報化の進展	6
(ウ) 雇用情勢および家族形態の変化	7
(エ) 高度経済成長期における性別役割分担と少子高齢化時代の ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	7
(2) 国内外の動き	9
(ア) 国際的な動き	9
(イ) 国の動き	10
(ウ) 千葉県の動き	11
(エ) 茂原市の動き	12
第2章 計画の基本的考え方	13
(1) 計画改定の趣旨	14
(2) 計画の性格	14
(3) 計画の期間	14
(4) 計画の愛称	15
(5) 計画の基本理念	15
(6) 前計画からの主な変更点	16
第3章 施策の体系	17
第4章 計画の内容	19
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに関する意識の定着	20
主要課題1 人権尊重意識の啓発	23
主要課題2 男女平等意識啓発の推進	29
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画	33
主要課題1 政策・方針決定過程における男女共同参画	35
主要課題2 家庭・地域社会における男女共同参画	38
主要課題3 労働の場における男女共同参画	41

基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり……………	45
主要課題1 安心して活動できる環境の整備……………	47
主要課題2 健やかに安心して暮らせる環境の整備……………	53
指標の一覧……………	57
第5章 計画の推進……………	61
(1) 推進体制の整備……………	62
(2) 関係機関との連携……………	62
(3) 調査研究・情報提供の充実……………	62
参考資料……………	63
(1) 茂原市男女共同参画計画（第2次）の策定経過……………	64
(2) 茂原市男女共同参画社会づくり施策への提言……………	67
(3) 茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会設置要綱……………	72
(4) 茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会設置要綱……………	74
(5) 男女共同参画社会基本法……………	76
(6) 男女共同参画社会づくり推進施策の歩み（国際婦人年以降）……………	82

第1章 計画策定の背景

第1章 計画策定の背景

(1)社会情勢の変化

(ア)少子高齢化の進行

我が国の合計特殊出生率¹は2008年（平成20年）で1.37であり、長期的に人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回っています。

千葉県平均は1.29と全国よりも低く、本市においても1.33と全国を若干下回っており、確実に少子化が進行しています。

一方、全人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率については、2008年（平成20年）で22.1%であり、国民の5人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えています。

千葉県の高齢化率は19.1%、本市においても21.6%と全国よりも若干下回っていますが、今後は全国で大きく上昇し、2035年（平成47年）には千葉県の高齢化率が34.1%に達すると予想されており、3人に1人が65歳以上となることが推計されています。

少子化の主な原因は、男女若年層の晩婚化・非婚化に伴う生涯出産数の減少という直接的な原因に加えて、雇用形態の流動化による経済力の低下、固定的な性別役割分担²意識に基づく仕事と生活の両立の難しさなどの要因による夫婦の出生力の低下であるといわれています。また、高齢化の主な原因は、医療や生活環境の改善による平均寿命の伸びに加えて、子どもの数が減少することによる相対的な高齢者数の増加であるといわれています。

少子高齢化が進行することにより、労働人口の減少や年金・医療・介護などの社会保障費の増大などのさまざまな問題が引き起こされ、男女ともに老後の生活に不安を感じざるを得ない状況となっています。

若い世代が安心して子どもを産み育てることができ、高齢者にとっても住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるような社会づくりのため、社会全体、地域ぐるみでの子育て支援・高齢者支援の環境整備が必要です。

(イ)国際化、高度情報化の進展

2008年（平成20年）の世界金融危機、2009年（平成21年）の新型インフルエンザの世界的大流行など、交通手段や通信手段の発展により、国境を越えて人、物、情報が動く時代を迎えています。

1 合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に平均して何人の子を産むかを示す数値。

2 固定的な性別役割分担

「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として役割を固定的に決めること。

また、インターネットや携帯電話などの飛躍的普及によってメディアが伝える情報が社会に与える影響はますます大きくなり、産業構造やコミュニケーションの変化、価値観やライフスタイルの多様化など、私たちの生活を取り巻く社会環境が大きく変化しています。

高度情報化の進展により、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（社会のつながりをネットワーク上で実現するサービス）、ブログ（インターネット上での日記などの記録サービス）などの自己表現・自己実現の機会が増え、生活が便利で豊かになった一方、一部のメディアによって固定的な性別役割分担意識にとらわれた表現や性的・暴力的な表現がなされる場面も見受けられます。

今後は、産業や文化、スポーツなど、外国人とのさまざまな交流を通して、異文化理解と友好親善を深めることのできる環境の整備が必要となっています。

また、メディアにおける表現の自由を尊重するとともに、表現される側の人権にも十分に配慮し、メディア・リテラシー（情報を主体的に解読・活用する能力）についても向上を図る必要があります。

（ウ）雇用情勢および家族形態の変化

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、労働基準法の改正など、雇用に関する法制度整備が進められてきました。

しかし、平成20年度に実施された「茂原市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」（以下「平成20年度意識調査」）の結果を見ると、職場で男性が優遇されていると回答した人が全体の半数以上を占め、平等と感じている人が2割にとどまるなど、労働の場において男性の優遇感が根強いことがわかります。

また、「平成20年度意識調査」の回答者のうち、7割弱が核家族または夫婦のみの世帯であり、2世代以上が同居する世帯は2割強であることから、核家族化がますます進展していることが伺えます。

家族形態の変化が単身世帯の増加や地域社会への関わり方の変化などの影響を及ぼしている一方で、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が根強く残っているのが実情です。

ライフスタイルが多様化し、家族や雇用の形態が様変わりする中で、個人が性別に関わりなくそれぞれ尊重され、職場や家庭、地域などさまざまな分野で男女が喜びと責任を分かち合い、ともに参画できるような環境整備が必要です。

（エ）高度経済成長期における性別役割分担と少子高齢化時代のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

第2次世界大戦後の高度成長期に入り、工業化によって多くの人々が職を求めて農村から都市に流入し、生活の場である家庭と労働の場である職場が分離するととも

に、家族の形態として核家族が増加したことに伴い、夫が仕事に出かけ、妻が育児・家事に専念するという性別役割分担が広く一般化しました。

一方、企業内では男性が基幹的業務、女性が補助的業務という性別職務分離が慣習として存在し、安い労働力である女性パートタイム労働者が雇用されるだけでなく、たとえ正社員であっても、女性雇用者が結婚・妊娠退職、若年定年制などの差別的な雇用管理を受ける場合があります。

また、1960年代から1970年代にかけて、第三次産業を中心とした脱工業化が進み、サービス業が盛んになる中で、労働力不足を補うものとしての女性雇用者、とりわけ主婦のパートタイム労働者が増えることとなりました。1985年（昭和60年）に国民年金の第三号被保険者制度が、また1987年（昭和62年）には配偶者特別控除がそれぞれ創設されるなど、女性雇用者が一定の収入を超えない範囲で働くことを誘導するような社会構造が、パートタイム労働者の増加に拍車をかけました。

1985年（昭和60年）には雇用の性差別を禁じる「男女雇用機会均等法」が公布され、企業側は女性雇用者に対して基幹的業務に就く「総合職」と従来の補助的業務である「一般職」の職種を設けるなど、雇用管理を一変させる必要に迫られました。このことによって女性が基幹的業務に就く機会は増えてきましたが、依然として企業内での性別職務分離やパートタイム労働者の大半を女性が占めるという実態は残り、また長時間に及ぶ労働時間など、結婚・出産・子育てと仕事の両立が難しい状況が続きました。

1991年（平成3年）には「育児休業法」が公布され、雇用者の仕事と家事・育児の両立を支えようとする動きが企業側にも徐々に広がりました。

しかし、1990年代のいわゆる「バブル景気」崩壊後の長引く経済不況により、企業側は徹底的なコスト削減を行うため、正社員の採用を抑制して非正規雇用の雇用者を増やしました。このことにより、これまで女性が担ってきた非正規雇用者の分野に男性が進出し、いわゆる「派遣切り」などの雇用の流動化、待遇の格差などの社会問題を生み出しました。

その結果、正社員以外の働き方を余儀なくされて経済的に自立できない、固定的な性別役割分担意識によって共働き家庭の仕事と育児の両立が阻害される、長時間労働により心身ともに疲労するなど、仕事と家事・育児・介護などの生活との間で問題を抱える人が数多く見られるようになりました。

このことから、2007年（平成19年）12月に政労使の合意の上、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和のための行動指針」が策定されました。

女性も男性も、人生の各段階において仕事と趣味・子育て・介護・自己啓発・地域活動などのさまざまな活動を自らが望むバランスで展開でき、仕事と仕事以外の生活

の両方を充実させることのできるような環境の整備が必要となっています。

(2)国内外の動き

(ア)国際的な動き

■女性の地位向上を目指す世界的な動きの始まり

国際連合（国連）は、「婦人の地位委員会」が初めて開催されてから25周年にあたる1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と制定しました。同年にメキシコシティで開催された「第1回世界女性会議」において「平等・開発・平和」を目標に、その達成のため世界的な活動を行うと定めた「世界行動計画」が採択され、1985年（昭和60年）までの10年間は男女平等や女性の地位向上のための運動を行う「国連婦人の10年」と定められました。

■女性差別の定義と女性に対する暴力の人権問題としての位置づけ

1979年（昭和54年）、国連総会で「女子差別撤廃条約」が採択されました。この条約では、政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他あらゆる分野における女性差別が定義され、法令上だけでなく事実上・慣行上の差別も含めたことが大きな特徴です。

1985年（昭和60年）には「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）が開催され、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

1993年（平成5年）には、ウィーンで開催された国連の「世界人権会議」において「ウィーン宣言及び行動計画」が採択され、女性に対する暴力が人権問題と位置づけられました。また、第48回国連総会において、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）の根絶を訴える「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

1994年（平成6年）には、カイロで開催された「国際人口・開発会議」において、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）」が人権の一つであることが確認されました。

■女性のエンパワーメント³に向けての取り組み

1995年（平成7年）には北京で「第4回世界女性会議」が開催され、女性のエンパワーメントに向けた課題を定めた「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。

2000年（平成12年）にはニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が

3 女性のエンパワーメント

男女共同参画社会の実現のため、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で政治的・経済的・社会的および文化的に力を持った存在になり、意思決定過程へ参画していく力を発揮していくこと。

開催され、同年に開催された「国連ミレニアム・サミット」では 21 世紀の国際社会の目標である「国連ミレニアム宣言」と「ミレニアム開発目標」8 項目が示されました。後者には「ジェンダーの平等と女性の地位向上」が含まれ、教育の機会や職場等における男女格差の是正、あらゆる分野における意思決定・政策立案に関する女性の参画の促進が最重要課題と位置づけられました。

2005 年（平成 17 年）には、ニューヨークの国連本部において「第 49 回女性の地位委員会」が閣僚級会合として開催されました。

（イ）国の動き

■国際的な動きに対応した女性の地位向上と男女平等への取り組み

我が国においても、1975 年（昭和 50 年）の「国際婦人年」以降、国際的な動きに対応するため、女性の地位向上と男女平等の実現を目指す取り組みが活発化し、1977 年（昭和 52 年）には、世界行動計画を受けて我が国初の「国内行動計画」が策定されました。その後、国籍法の改正や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」の制定など男女平等に関する法律、制度の整備が進められ、1985 年（昭和 60 年）に女子差別撤廃条約を批准しました。

■「共同参加」から「共同参画」へ

「ナイロビ将来戦略」を受けて 1987 年（昭和 62 年）に策定された「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」は、1991 年（平成 3 年）の改定の際に「共同参加」という表現があらゆる分野において男女が企画段階から関与する「共同参画」へと改められ、「男女共同参画社会」の形成を目指すこととなりました。

■推進体制の整備

1994 年（平成 6 年）には「男女共同参画推進本部」および内閣総理大臣の諮問機関である「男女共同参画審議会」が設置されました。また、「北京会議」および「行動綱領」を受けて同審議会が答申した「男女共同参画ビジョン—21 世紀の新たな価値の創生—」に基づき、1996 年（平成 8 年）に新たな行動計画である「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

■男女共同参画社会基本法の制定と法制度の整備

1999 年（平成 11 年）には「男女雇用機会均等法」及び「労働基準法」の一部改正法が施行されました。また、男女共同参画の形成についての基本理念を明らかにするとともに、国、地方公共団体、国民の責務を定めた「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」）が成立、施行され、これに基づき 2000 年（平成 12 年）に「男女共同参画基本計画」が策定されました。国連が採択した「ミレニアム開発目標」を踏まえて 2005 年（平成 17 年）に第 2 次基本計画が策定され、さらに 2009 年（平成

21年)に計画全体の見直しが行われ、2010年(平成22年)12月に第3次基本計画が閣議決定されました。

2001年(平成13年)には中央省庁の再編により内閣府に男女共同参画会議と男女共同参画局が設置され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行されました。DV防止法については2004年(平成16年)に改正され、保護命令制度の拡充や配偶者からの暴力の定義の拡大、自立支援を含む被害者の保護などが盛り込まれました。

男女雇用機会均等法については、1997年(平成9年)および2006年(平成18年)に改正が行われました。また、1991年(平成3年)に公布された育児休業法を一部改正して介護休業規定を導入し、育児や介護を行う労働者に対する支援措置を講じる「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者に対する福祉に関する法律(育児・介護休業法)」が2005年(平成17年)に施行されました。

さらに、少子化の急速な進行等の現状に鑑み、2003年(平成15年)に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。これにより、仕事と子育ての両立支援、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことのできる環境の整備についての国、地方公共団体、事業主および国民の責務が明らかにされました。

育児・介護休業法については2009年(平成21年)に改正され、子の看護休暇の拡充や「パパ・ママ育休プラス⁴」、短時間勤務制度と残業免除など父親も子育てができる働き方の実現、介護のための短期休暇制度の創設などが盛り込まれ、2010年(平成22年)6月から施行されました。

(ウ)千葉県の動き

■国の動きに対応した取り組み

千葉県では、国内行動計画の策定を踏まえて1981年(昭和56年)に「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定しました。

その後、「千葉県婦人計画」(1986年度～1990年度)、「さわやかちば女性プラン」(1991年度～1995年度)など、時代と地域の状況に合わせた計画を策定し、各種施策を実施してきました。

■体制の整備と計画の改定

2000年(平成12年)には県庁内の推進組織である「千葉県男女共同参画推進本部」および担当部署である「男女共同参画課」を設置しました。

2001年(平成13年)には基本法を受けて「千葉県男女共同参画計画」を策定し、

4 パパ・ママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合に、休業を取れる期間を延長(子が1歳2ヶ月まで)するもの。2009年(平成21年)の育児・介護休業法の改正により創設された制度。

2006年（平成18年）には第2次計画に改定されました。また、同年にDV防止法の改正に基づく「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」が策定されました。

千葉県の男女共同参画に関する長期的な施策の方向性を定める基本計画期間は、2006年度（平成18年度）から2025年度（平成37年度）までの20年間となっており、このうち具体的な施策について定める事業計画期間が2006年度（平成18年度）から2010年度（平成22年度）までの5年間となっていることから、2011年（平成23年）3月に新たな事業計画である第3次計画が策定されました。

（エ）茂原市の動き

■国・県の動きに対応した取り組みと第1次計画の策定

本市では国・県等の動向を踏まえ、2001年（平成13年）より企画財政部企画政策課において男女共同参画社会づくり推進事業に取り組んでまいりました。

2002年（平成14年）には男女共同参画社会づくりを総合的・計画的に推進するため、市議会議員、学識経験者、市内関係団体の代表および一般公募による市民代表の委員から構成される「茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会」（以下「推進懇話会」）を設置するとともに、庁内の推進体制として「茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会」（以下「推進委員会」）を設置しました。

また、計画の策定に際して「茂原市男女共同参画社会づくりにむけての意識調査」（以下「平成14年度意識調査」）を実施して実態を把握するとともに、懇話会から提出された「茂原市男女共同参画社会づくり施策への提言」などを基に、2004年（平成16年）3月、「茂原市男女共同参画計画」（以下「第1次計画」）を策定しました。

■計画の見直しに向けた取り組み

第1次計画は2004年度（平成16年度）から2010年度（平成22年度）までを計画期間としていることから、男女共同参画社会づくりに関する市民の意識の変化をとらえ、生活を送る上で直面している新たな問題を探るため、2008年（平成20年）に「平成20年度意識調査」を実施しました。

また、幅広い年齢・性別の市職員の意見を男女共同参画社会づくり施策に反映させるため、2009年（平成21年）には推進委員会の組織を改正し、委員数を男女同数としました。さらに、新たに公募した委員および市議会議員、学識経験者、市内各団体の代表者から成る推進懇話会を2010年（平成22年）に設置しました。

第2章 計画の基本的考え方

第2章 計画の基本的考え方

(1) 計画改定の趣旨

茂原市基本構想で掲げられている「すべての市民が住んで良かったと思えるまち茂原」を実現する上で、女性も男性も個性と能力を十分に発揮して責任と喜びを分かち合い、あらゆる分野における活動に参画することのできる「男女共同参画社会」の実現は、21世紀における本市の最重要課題の一つとなっています。

しかしながら、家庭や職場、地域など、市民生活を送る上でのさまざまな場面において、単に性別を理由とした役割分担などの固定観念がいまだに根強く残っているのが実情です。

このような固定観念を払拭し、市民一人ひとりが性別に関わらず個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることのできる男女共同参画社会を実現させるため、市民共通の目標と行動の指針となる「男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第2次）～」を策定するものです。

この計画は、「茂原市男女共同参画計画」（第1次計画）の成果を引き継ぐとともに、基本法に基づき、国や千葉県の計画等を踏まえつつ、本市の地域性や文化について十分に考慮し、市民の視点に立って策定するものです。

(2) 計画の性格

- ①この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた基本方針および具体的事業計画を示した第1次計画を改定したものです。
- ②この計画は、国・県の男女共同参画計画を踏まえるとともに、第1次計画の成果を引き継ぎ、茂原市総合計画やその他の行政計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会づくりの推進を図るものです。
- ③この計画は、男女共同参画社会の基本理念を明らかにし、その実現を図るため、全庁的に取り組むことはもとより、市民や企業の理解と協力により、一体的に推進していくものです。
- ④この計画は、「平成20年度意識調査」を基礎資料として、懇話会の提言等を十分尊重し、策定したものです。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5年間とし、今後の社会情勢やニーズの変化に応じて見直しを行い、事業の効果的推進を図ります。

(4)計画の愛称

茂原市男女共同参画計画（第2次）の策定にあたり、市民の皆さんに親しみを持っていただけるよう愛称を公募し、「男女ハートフル共生プラン」と決定しました。

この愛称には「男女がお互いを思いやり、ともに支えあって生きていきましょう」という思いが込められています。

(5)計画の基本理念

我が国では、基本法の成立・施行およびこれに基づく男女共同参画基本計画の策定、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、DV防止法など、男女平等や女性の地位向上、男女共同参画社会づくりに向けた様々な法制度の整備などが行われてきました。

しかし、個人の意識や家庭、地域、職場などの場において、依然として固定的な性別役割分担意識などの社会的・文化的に形成された性別意識が根強く残っており、無意識による男女間の格差が生じている場合があるのが実情です。

女性も男性も性別にとらわれることなくその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を形成していくためには、男女がお互いの人権を尊重し、協力し合うとともに、男女共同参画社会の実現に向けて自ら考え、自ら参加し、ともに創りあげていくという「共生」・「共創」の精神^{*1}を培っていくことが必要です。

基本法施行から10年余を経過し、目まぐるしく変わる社会状況によって生じたさまざまな分野における新たな課題に対応するため、市民や団体、企業と行政が手を携え、男女がともに喜びと責任を分かち合い、「すべての市民が住んで良かったと思える男女共同参画のまち茂原」を実現するために、基本法の基本理念^{*2}を前提としつつ、「女性と男性が、互いを理解し、協力し合うこと」を本市の基本理念に掲げ、男女共同参画社会づくりをさらに推し進めます。

※1 「共生」と「共創」とは、本市の基本構想におけるまちづくりを進めるにあたっての考え方です。

※2 男女共同参画社会基本法における基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

(6)前計画からの主な変更点

1. 指標の設定

計画の実効性を担保し、具体的取り組みの進ちょく状況を確認できるようにするため、可能な限り2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5年間における数値目標を設定しました。

2. 計画の期間

市の最上位計画である「茂原市総合計画 2001 ▶ 2020」における後期基本計画の計画期間が2011年度（平成23年度）から2020年度（平成32年度）までの10年間となることを踏まえ、その中間となる5年間（平成23年度～平成27年度）を計画期間とし、目まぐるしく変わる社会情勢やニーズの変化に応じて見直しを図ることとしました。

3. 市民意識調査データの添付

男女共同参画社会づくりに関する市民の皆さんの意識の変化をとらえ、市が今後取り組むべき施策の基礎資料とするために実施した「平成20年度意識調査」の結果について、「平成14年度意識調査」との変化等を比較・分析したデータを随所に添付しました。

4. 男女共同参画社会づくりに関する意識の定着

第1次計画における基本目標の一つである「男女共同参画の意識づくり」については、「平成20年度意識調査」の結果等からある一定の成果があったものと考え、今後はさらにそれを定着させることを新たな基本目標として位置づけました。

5. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）⁵の推進

仕事と生活（家事・育児・介護など）の間で悩みを抱える人が多く見られ、社会の活力の低下や少子化・人口減少に繋がりがねないことから、官民挙げて取り組む必要がある「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」を具体的取り組みに加えました。

6. 防災・防犯における男女共同参画の促進

これまで女性の参画が少なかった防災や防犯などの分野について男女共同参画の視点から見直し、男女のニーズの違いに対応できるよう、新たに「防災・防犯における男女共同参画の促進」を施策の方向に加えました。

7. 具体的取り組みおよび指標に通し番号

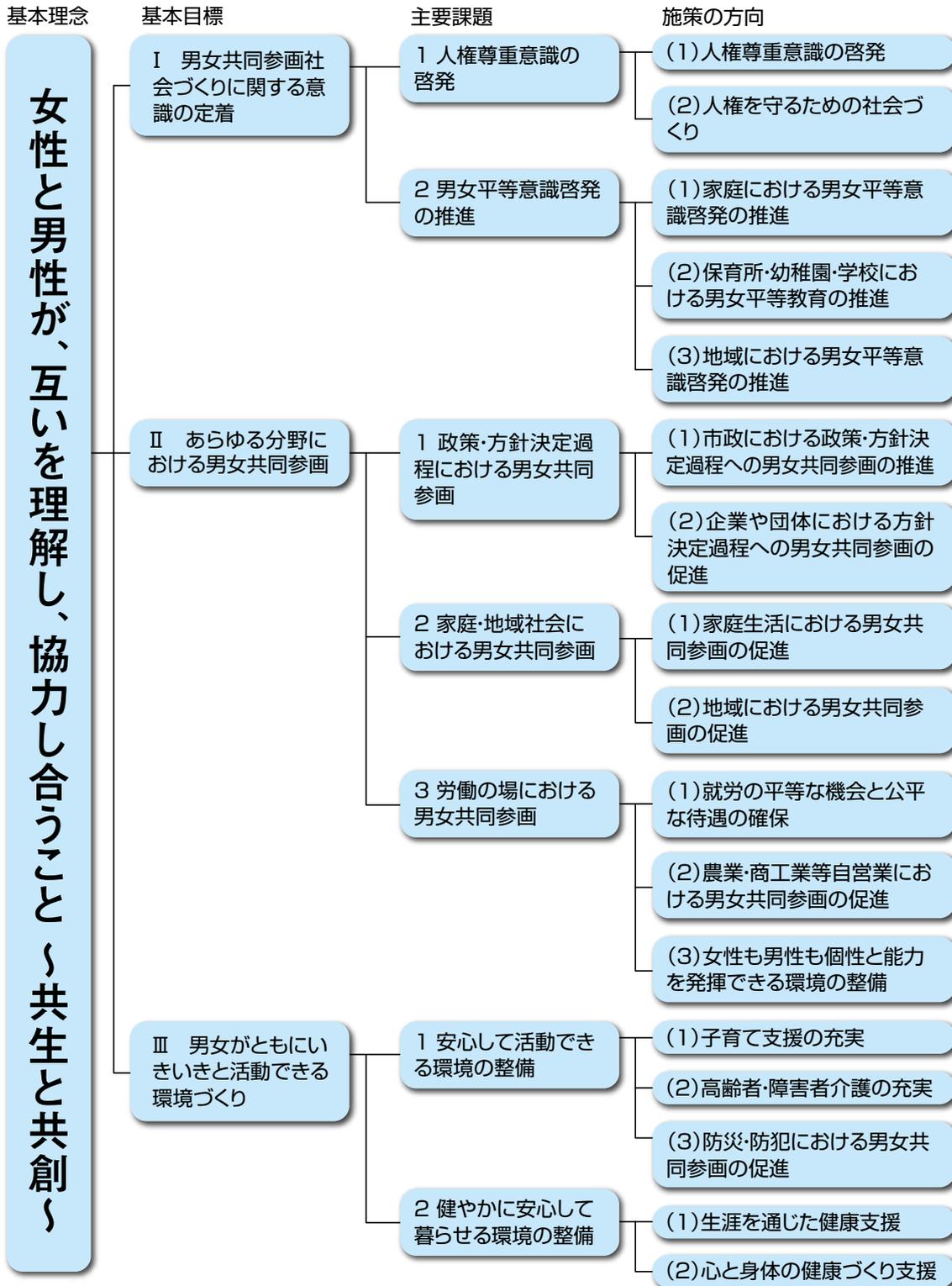
計画の進行管理に有用なように、具体的取り組みおよび指標に通し番号を振りました。

5 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。平成19年12月に政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、現在、様々な取り組みが進められている。

第3章 施策の体系

第3章 施策の体系



第4章 計画の内容

【施策の方向】における具体的取り組みについて

新規：第2次計画に新たに盛り込まれ、男女共同参画の視点を取り入れて取り組む事業は【新規】と表記しています。

継続：第1次計画から引き続き取り組む事業です。

※【新規】と表記されたもの以外はすべて継続事業

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに関する意識の定着

日本国憲法には個人の尊重や男女平等がうたわれ、この原則に基づき男女平等に関する様々な法制度が整備され、取り組みなども行われてきました。

また、1999年（平成11年）に制定された基本法においては、「男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられるとともに、男女共同参画社会の形成に関する基本理念が定められ、国、地方公共団体および国民の責務が明らかにされました。

しかしながら、「平成20年度意識調査」の結果を見ると、「男は仕事、女は家庭」という考え方にどう思うかという設問に対して「そう思う」と回答した人の割合が減少するなど、「平成14年度意識調査」と比べて男女共同参画に対する意識が徐々に市民の間に浸透してきていることが伺える一方、政治・政策決定の場や家庭・職場などのさまざまな場において、男性の優遇感が未だに根強く残っていることがわかります（図1および21ページ図2、30ページ図6など）。

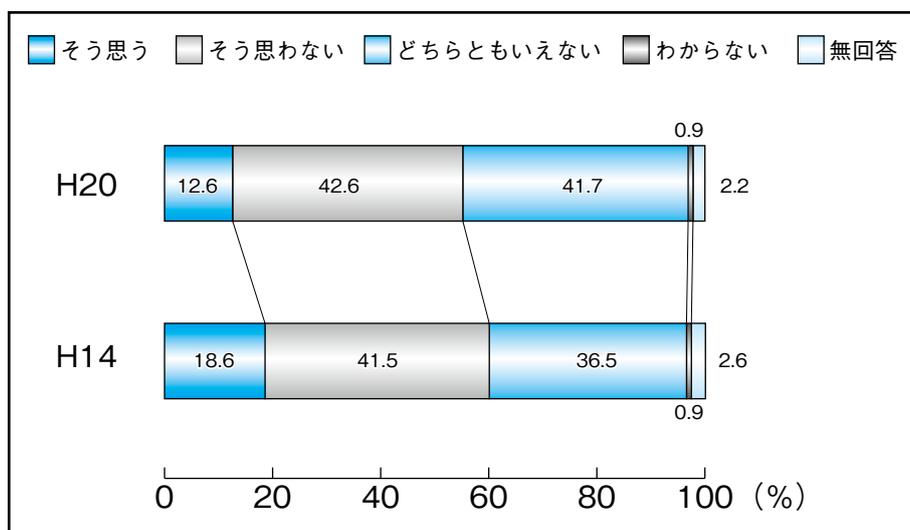


図1 Q.「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。
(平成20年度および平成14年度市民意識調査より)

また、セクシュアル・ハラスメント⁶（セクハラ）、ドメスティック・バイオレンス⁷（DV）についての認識も深まり、これまでは「相談するほどでもない」、「家庭内のことだから」と問題視されてこなかった事柄についても、人権問題・社会問題として取り上げられるべきだと考える人が増加しています（23 ページ図 3、27 ページ図 4 など）。

男女共同参画社会の実現には、その前提として男女がお互いの尊厳を重んじ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されることが不可欠です。セクハラ・DVの根絶についても、人権を確立する上で欠くことのできない問題であるといえます。

このような問題を克服し、女性も男性も互いの人権を尊重し合いながら責任を分かち合い、ともにいきいきと活躍できる社会をつくり上げるために、家庭や職場、学校、地域などあらゆる分野において人権尊重意識の啓発に努め、男女共同参画社会づくりに関する意識の定着を図ります。

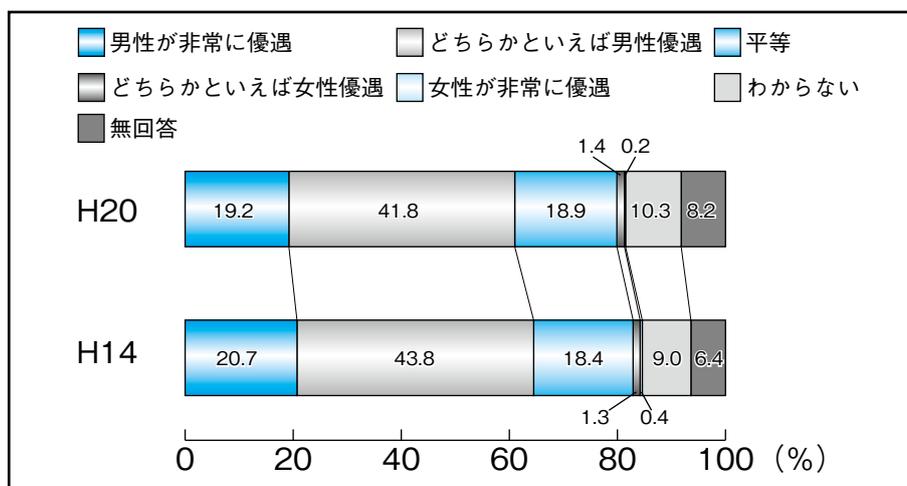


図2 Q. 政治や政策決定の場で男女の地位が平等になっていると思いますか。
（平成 20 年度および平成 14 年度市民意識調査より）

6 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触や性的関係の強要、性的なうわさを流したり、多くの人の目に触れる場所へわいせつな写真を掲示したりすることなど、さまざまなものが含まれる。特に雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行うことで、仕事をする上で不利益を与えたり、就業環境を著しく悪化させたりすることがある。

7 ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人などの親密な関係にある人から振るわれる暴力。これまでは家庭内で起こる暴力は個人的な問題として処理されていたが、人権侵害として社会的問題として認識されるようになった。2001年（平成13年）10月から「DV防止法」が施行され、被害者への相談や一時保護、カウンセリングなどの体制が強化された。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに関する意識の定着

主要課題	施策の方向	具体的取り組み	担当課
1 人権尊重意識の啓発	(1)人権尊重意識の啓発	1 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企画政策課
		2 男女共同参画に関する情報紙・意識啓発パンフレットの作成	企画政策課
		3 男女共同参画に関する情報提供ホームページの充実	企画政策課
		4 人権相談を含めた市民相談の充実	生活課
		5 広報等による人権相談の周知徹底と意識啓発の推進	生活課
		6 男女共同参画に関する市職員研修の実施	職員課
	(2)人権を守るための社会づくり	7 DVに関する相談窓口等の充実と周知徹底	子育て支援課 生活課 企画政策課
		8 DV防止に関する意識啓発	子育て支援課 生活課 企画政策課
		9 DV対策について関係機関との連携の強化	子育て支援課
		10 DV被害者に対する市営住宅入居要件の緩和	建築課
		11 DV被害者への被保険者証の交付	国保年金課
		12 職場におけるセクハラ防止の促進	商工観光課 企画政策課
		13 人権を守るための職員研修の実施および職員の研修参加機会の確保	職員課
		14 男女共同参画の視点による表現ガイドラインの周知	企画政策課
2 男女平等意識啓発の推進	(1)家庭における男女平等意識啓発の推進	再 1 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企画政策課
		15 男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催	生涯学習課
		16 家庭教育に関する相談の充実	生涯学習課
		再 2 男女共同参画に関する情報紙・意識啓発パンフレットの作成	企画政策課
	(2)保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進	17 児童生徒等の発達段階に応じた人権尊重・男女平等に関する教育等の推進	子育て支援課 学校教育課
		18 教職員に対する男女共同参画に関する研修の実施	子育て支援課 学校教育課
		19 性別にとらわれない進路指導の推進	学校教育課
		20 個性を生かす教育の充実	学校教育課
		21 児童生徒の悩みに対する相談体制の充実	学校教育課
	(3)地域における男女平等意識啓発の推進	22 自治会活動などの地域活動や各種ボランティア活動における男女共同参画の促進	生活課
再 1 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催		企画政策課	
再 15 男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催		生涯学習課	

※「再」は再掲の意

主要課題 1 人権尊重意識の啓発

女性と男性が互いの人権を尊重し合いながら責任を分かち合い、ともに社会参画していくためには、男女双方が男女共同参画社会づくりに関する理解と認識を深め、市民一人ひとりが人権尊重意識を持つことが極めて重要になります。

また、セクハラ・DVなどは人権を侵害する重大な問題であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。

「平成20年度意識調査」の結果を見ると、セクハラの原因として「モラル低下」を挙げた方が9割を超え、次いで「不快さがわからない」「女性と男性を対等と見ていない」という意見が多く挙がっています（図3）。また、夫・妻・恋人などの親密な関係にあるパートナーからの暴力について、「人権問題であり社会問題として取り上げられるべきだ」と回答した方が「平成14年度意識調査」と比べて大幅に増え、DVについての認識が高まってきていることが伺えます（27ページ図4）。

長い時間をかけてつくられてきた固定的な性別役割分担意識を見直すためには、幼児期から学校教育、生涯学習の場まで一貫した人権教育が必要であり、家庭・学校・地域などさまざまな場において人権尊重意識を育て、男女共同参画社会づくりに関する意識の定着を図る必要があります。

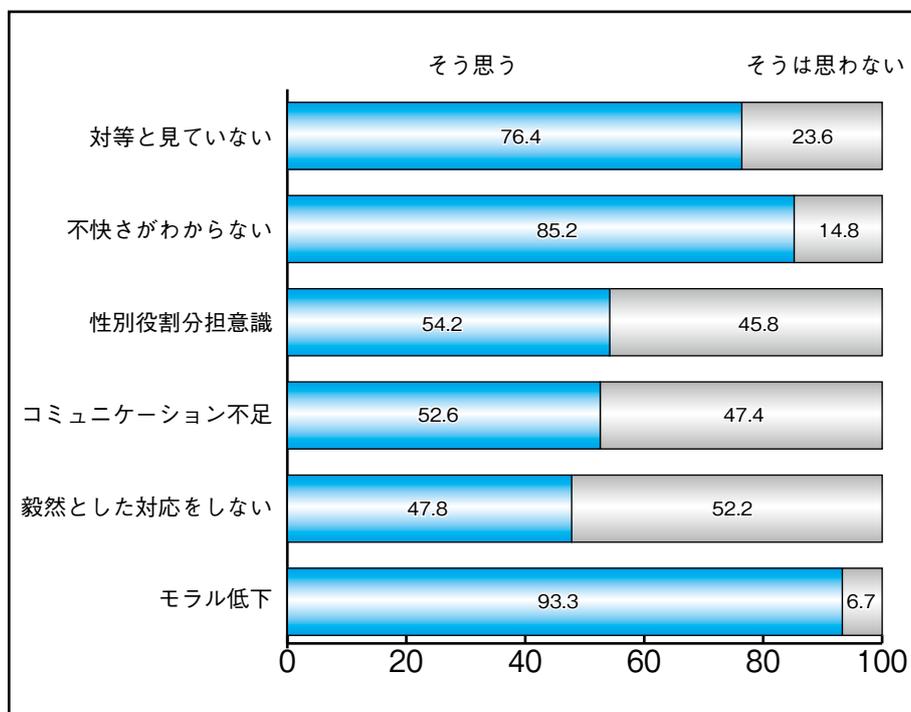


図3 Q. セクシュアル・ハラスメントが起こる原因は何だと思いますか。
（平成20年度市民意識調査より）

【施策の方向】

(1) 人権尊重意識の啓発

男女共同参画の視点に立って人権尊重意識、男女平等意識の啓発に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課						
1	<p>男女共同参画に関する講演会や講座などの開催</p> <p>男女共同参画社会づくりに関する意識啓発、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進などをテーマとした講演会や講座を開催するとともに、庁内の関係各課との連携を図り、職員出前講座を活用するなど、市民に対する意識啓発を図ります。</p> <p>講演会や講座の開催にあたっては、市民のニーズに柔軟に対応し、多くの方に参加していただけるよう、開催日時やテーマに配慮するよう努めます。</p>	企画政策課						
指標	<table border="1"> <tr> <td>(1) 講演会・講座の開催回数</td> <td>5回以上（年1回以上）</td> </tr> <tr> <td>(2) 参加者数</td> <td>500人以上（年100人以上）</td> </tr> <tr> <td>(3) 広報紙などによる職員出前講座に関する情報提供</td> <td>5回以上（年1回以上）</td> </tr> </table>	(1) 講演会・講座の開催回数	5回以上（年1回以上）	(2) 参加者数	500人以上（年100人以上）	(3) 広報紙などによる職員出前講座に関する情報提供	5回以上（年1回以上）	
(1) 講演会・講座の開催回数	5回以上（年1回以上）							
(2) 参加者数	500人以上（年100人以上）							
(3) 広報紙などによる職員出前講座に関する情報提供	5回以上（年1回以上）							
2	<p>男女共同参画に関する情報紙・意識啓発パンフレットの作成</p> <p>男女共同参画に関する意識啓発のため、わかりやすく手にとっていただけるような情報紙やパンフレットを作成し、自治会等を通じて配布します。</p>	企画政策課						
指標	<table border="1"> <tr> <td>(4) 作成・配布枚数</td> <td>195,000部 (39,000世帯/年1回×5年)</td> </tr> </table>	(4) 作成・配布枚数	195,000部 (39,000世帯/年1回×5年)					
(4) 作成・配布枚数	195,000部 (39,000世帯/年1回×5年)							
3	<p>男女共同参画に関する情報提供ホームページの充実【新規】</p> <p>男女共同参画社会づくりに関する意識の定着を図るため、ホームページを通じて情報提供および意識啓発を図ります。</p>	企画政策課						
4	<p>人権相談を含めた市民相談の充実</p> <p>毎日実施している市民相談に加え、人権に関わる相談について対応を図ります。また、人権擁護委員による毎月2回の相談に加えて6月・12月に「特設人権相談」を設け、人権相談の充実を図ります。</p>	生活課						
5	<p>広報等による人権相談の周知徹底と意識啓発の推進</p> <p>毎月1日号の広報もばらに市民相談・無料法律相談などの相談事業、第2火曜日・第3木曜日に行われる人権・行政相談を掲載し、広く市民に周知を図ります。</p> <p>また、人権擁護委員の日（6月1日）および人権週間（12月4日～10日）にちなんで6月・12月に開設される「特設人権相談」について、広報もばらに相談日時と人権擁護委員の氏名を併せて掲載するとともに、街頭啓発活動（啓発物資の配布）を行い、人権尊重意識の啓発を図ります。</p>	生活課						

事業 番号	具体的取り組み	担当課
6	男女共同参画に関する市職員研修の実施 階層別職員研修のテーマに取り入れて男女共同参画の意識の啓発と理解の充実を図ります。また、担当職員の人材育成に努めます。	職員課
指標	(5) 市職員対象の男女共同参画に関する研修の実施	5回以上（年1回以上）

【施策の方向】

(2) 人権を守るための社会づくり

セクハラやDVなどの人権侵害を根絶するため、人権に対する意識啓発や人権侵害に対する相談の充実などに努めます。

また、男女共同参画の視点に立った表現に関するガイドラインについて、メディア・リテラシーの観点も踏まえ、市の刊行物の作成等あらゆる場面において、その遵守に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
7	DVに関する相談窓口等の充実と周知徹底 相談職員の研修および国・県等の関係機関、庁内の関係各課との連携により、被害者の保護や相談体制の充実、情報収集に努めます。また、相談窓口や支援制度について、広報もばらやパンフレットにより情報提供を行います。	子育て支援課 生活課 企画政策課
指標	(6) DVに関する研修への参加	5回以上（年1回以上）
8	DV防止に関する意識啓発 DVが人権侵害であるという観点から、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせ、ポスターの掲示やチラシの配布を行い、女性に対する暴力を許さない社会づくりのための意識啓発を推進します。 また、配偶者間だけでなく恋人など親密な関係にある者からの暴力も問題になっていることから、講演会や講座などのテーマに取り入れたり、ホームページ上で情報提供したりするなど、人権尊重の立場に立って意識の啓発に努めます。	子育て支援課 生活課 企画政策課
指標	(7) 広報紙などによる「女性に対する暴力をなくす運動」の周知	5回以上（年1回以上）
9	DV対策について関係機関との連携の強化 地域配偶者暴力相談支援センター（長生健康福祉センター）、女性サポートセンター、警察、母子生活支援センター、中核地域生活支援センター、民生委員・児童委員などの関係機関との連携を強化し、シェルター ⁸ への避難など緊急的対応の充実を図ります。	子育て支援課
10	DV被害者に対する市営住宅入居要件の緩和 離婚が成立していないが、配偶者から暴力を受けている被害者および20歳未満の子から成る世帯が市営住宅の申し込みをした場合、その者がDV被害者として認められた者（婦人保護施設に入所しており、その長などが「母子及び寡婦福祉法」による母子世帯と証明した者、または裁判所から保護命令が発効されている者）であれば、入居要件を緩和します。	建築課

8 シェルター

DV被害者等を、加害の原因である配偶者等から隔離して保護するための施設。「DVシェルター」とも言う。

事業番号	具体的取り組み	担当課
11	DV 被害者への被保険者証の交付 DV 防止法に基づき、配偶者からの暴力を受けている被害者および子については、茂原市の住民基本台帳の記録の有無を問わず、実際に茂原市に居住し必要な要件を満たした場合、国民健康保険への加入を認めます。	国保年金課
12	職場におけるセクハラ防止の促進 職場におけるセクハラ防止について茂原商工会議所、茂原工業団地連絡協議会、茂原卸商業団地協同組合、六社懇談会 ⁹ 等の関係機関に要請するとともに、千葉労働局雇用均等室やちば県民共生センターなどの関係機関において実施されている相談窓口について、広報もばらやパンフレットにより情報提供を行います。	商工観光課 企画政策課
13	人権を守るための職員研修の実施および職員の研修参加機会の確保 女性の人権問題を含むあらゆる人権問題について、職員の人権意識の高揚を図る研修を実施するとともに、関係機関で実施される研修への参加を促進します。	職員課
指標	(8) 市職員を対象とした人権に関する研修の実施・参加	5 回以上（年 1 回以上）
14	男女共同参画の視点による表現ガイドラインの周知【新規】 市の刊行物にとどまらず、すべての表現（文章・写真・イラスト等）において男女共同参画の視点によるガイドラインを遵守するよう、周知に努めます。	企画政策課
指標	(9) 表現ガイドラインに関する研修の実施	5 回以上（年 1 回以上）
再	1 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企画政策課

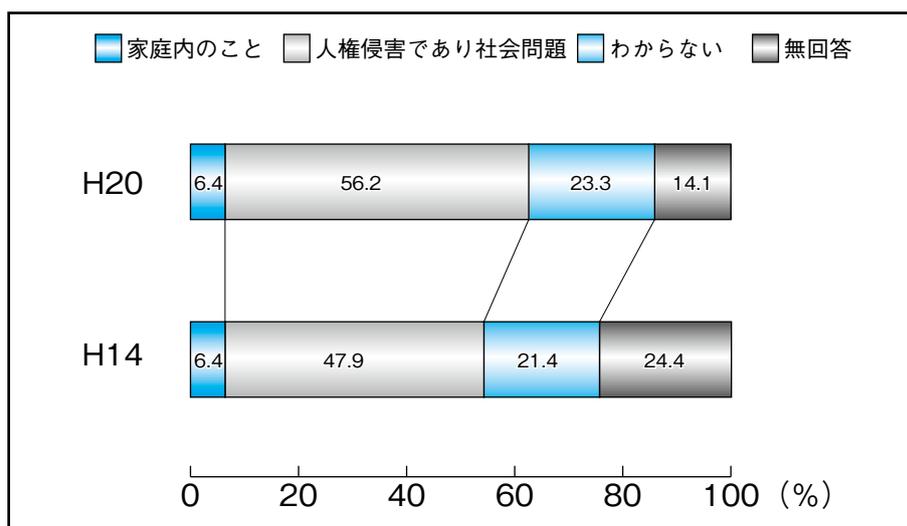


図4
Q. 夫・妻・恋人などの親密な関係にあるパートナーからの暴力については、すでに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称：DV 防止法）が施行されていますが、どのようにお考えですか（平成 20 年度および平成 14 年度市民意識調査より）

9 六社懇談会

(株)日立ディスプレイズ、東芝コンポーネンツ(株)、双葉電子工業(株)、三井化学(株)、大多喜ガス(株)、関東天然瓦斯開発(株)の各総務課長による情報交換会



※女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

内閣府男女共同参画局では、女性に対する暴力の問題に対する社会における認識をさらに深めていただくため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を2001年(平成13年)に制定しました。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

主要課題2 男女平等意識啓発の推進

男女平等の意識づくりは、幼児期からの教育・しつけと深いかわりがあります。家庭でのしつけから学校教育・生涯学習の場に至るまで、女性も男性も個性を持つ自立した人間として、その個性と能力を育むことが必要です。

「平成20年度意識調査」の結果を見ると、学校教育において大切なことについて「男女平等の観点に立って、性別にとらわれず、一人ひとりの個性を育むような授業をする」と回答した方が最も多く、多様な個性や価値観を尊重する考え方が広まっていることが伺えます（図5）。また、家庭において男性が優遇されていると考える方が未だに半数を超えており、若干減少が見られるものの、男性の優遇感が根強く残っていることもわかります（30ページ図6）。

保育所・幼稚園・学校においては、性別にとられることなく個性を尊重した教育・指導を行うとともに、単に性別による理由で子どもたちを差別することのないよう、教職員自身の男女共同参画に関する意識をさらに啓発する必要があります。

家庭や地域においても、男女が対等な社会の構成員であることを再認識し、さまざまな活動が男女共同参画の視点に立って展開される必要があります。

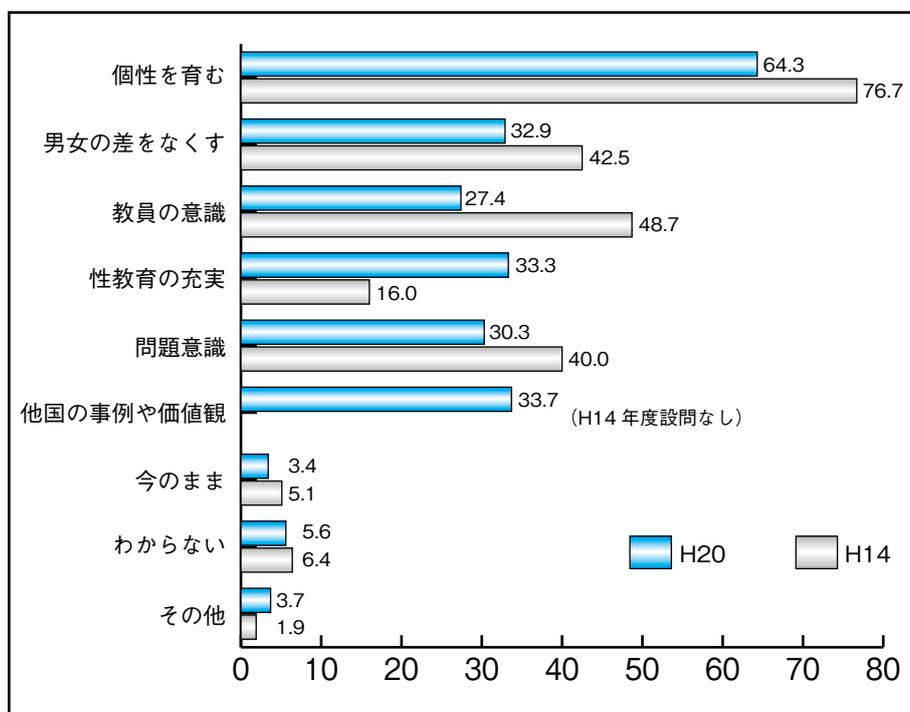


図5 Q. 学校教育の中で男女平等の意識を深めるためには、何が大切だと思いますか。
(平成20年度および平成14年度市民意識調査より)

【施策の方向】

(1) 家庭における男女平等意識啓発の推進

家庭内での男女平等意識の啓発を推進するため、学習機会の提供や相談の充実などに努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
15	男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催 集団学習の場を通して家庭教育に対する家庭や地域の関心を高めるため、マタニティ時、3歳児・6歳児・幼稚園・小学校の保護者を対象に講演会・講習会・研修視察等を開催し、男女平等の意識高揚を図ります。	生涯学習課
指標	(10) 家庭教育学級の開催 475回（年95回） (11) 家庭教育学級の参加者 延べ18,500人以上（年3,700人以上）	
16	家庭教育に関する相談の充実 子どものしつけ、発達、教育などで悩みを抱える保護者に対し、家庭教育相談員が解決策等の適切なアドバイスを行い、支援体制の充実に努めます。	生涯学習課
再	1 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企画政策課
再	2 男女共同参画に関する情報紙・意識啓発パンフレットの作成	企画政策課

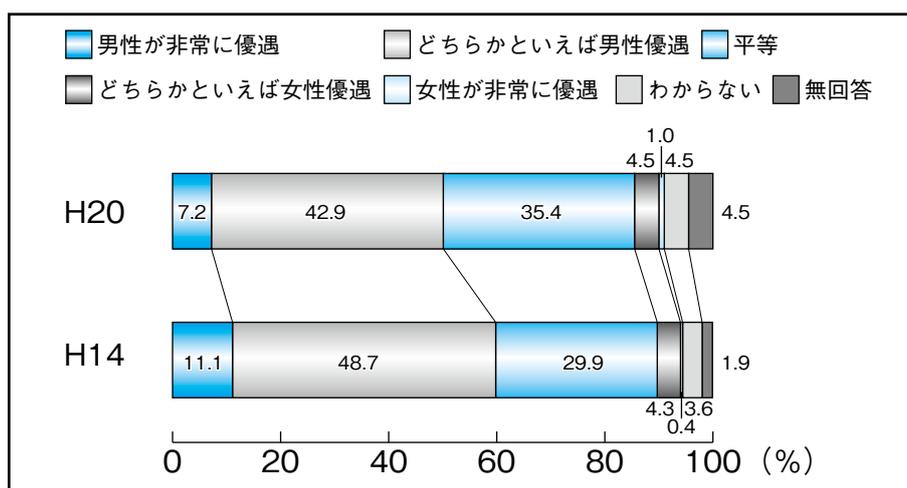


図6 Q. 家庭で男女の地位が平等になっていると思いますか。
 （平成20年度および平成14年度市民意識調査より）

【施策の方向】

(2) 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

保育所、幼稚園および学校において、男女共同参画の視点に立ち、それぞれの発達段階にふさわしい人権尊重、男女平等教育を推進します。

また、教職員等に対する男女共同参画に関する意識のさらなる啓発を図ります。

事業番号	具体的取り組み	担当課
17	児童生徒等の発達段階に応じた人権尊重・男女平等に関する教育等の推進 保育所・幼稚園・小中学校において、児童生徒等の発達段階に応じ、保育や幼児教育、社会科、技術・家庭科等の教科や道徳、特別活動および総合的な学習の時間での教育活動などを通じて、男女平等の意識を高める教育等を展開します。	子育て支援課 学校教育課
18	教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施 児童生徒一人ひとりの個性を尊重し、固定的な性別役割分担意識を植え付けることのないよう、男女共同参画に関する教職員・保育士の研修を実施するとともに、関係機関で実施される研修への参加を促進します。	子育て支援課 学校教育課
指標	(12) 教職員等を対象とした人権に関する研修の実施・参加	5回以上（年1回以上）
19	性別にとらわれない進路指導の推進 ゲストティーチャー ¹⁰ の活用や少人数指導、個別指導等によるきめ細やかな指導の推進により、男女がともに性別にとらわれることなく各人の生き方・能力・適性を考え、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに主体的に進路を選択できるような進路指導に努めます。	学校教育課
20	個性を生かす教育の充実 一人ひとりの個性や能力を重視し、実態に応じた学習を進めるとともに、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進します。 また、人権教育、男女共同参画にかかわる意識の醸成を図るため、個別指導の充実を図ります。	学校教育課
21	児童生徒の悩みに対する相談体制の充実 スクールカウンセラーや心の教室相談員の配置により、学校内における児童・生徒の悩みに対する相談体制について、男女共同参画の視点に配慮しながら整備充実を図ります。	学校教育課
指標	(13) スクールカウンセラーの配置	7中学校
	(14) 心の教室相談員の配置	7小学校

10 ゲストティーチャー

授業内容に合った専門的な技術や知識を有し、教員と連携授業を行う人。

【施策の方向】

(3) 地域における男女平等意識啓発の推進

男女平等に関する学習機会を提供するとともに、生涯学習の場などを利用し、男女平等意識の啓発に努めます。

また、自治会活動やボランティア活動などの地域活動における男女共同参画を促進するため、広報・啓発活動を実施します。

事業番号	具体的取り組み	担当課
22	自治会活動などの地域活動や各種ボランティア活動における男女共同参画の促進 地域活動に男女がともに参画することの重要性から、団体における女性役員の就任を促進するなど、自治会活動や地域でのボランティア活動における男女共同参画を促進します。	生活課
再	1 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企画政策課
再	15 男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催	生涯学習課

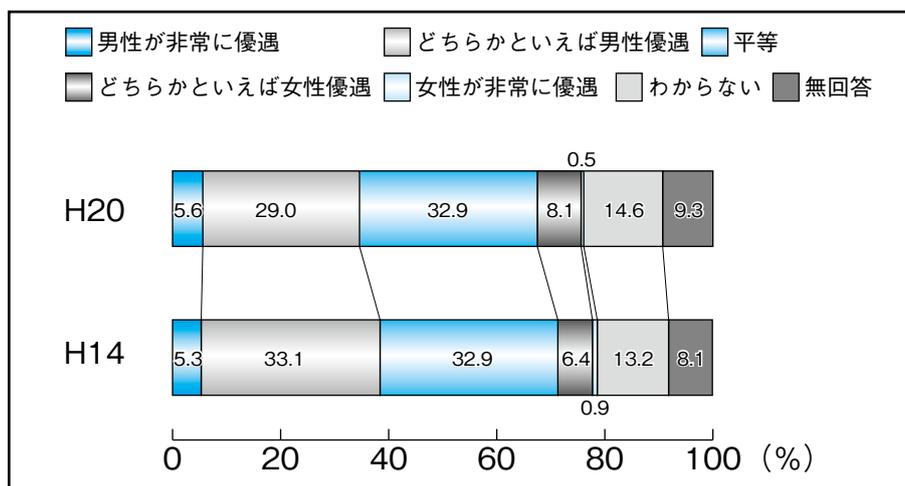


図7 Q. 地域活動で男女の地位が平等になっていると思いますか。
(平成20年度および平成14年度市民意識調査より)

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画

男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野における活動に参画し、責任を共に担っていくことが重要です。「平成20年度意識調査」の結果を見ると、他の分野に比べて特に政策・方針決定過程における女性の参画がいまだに十分ではないことが伺えます（21 ページ図2）。

また、女性が仕事を続ける上で、子どもや病人、高齢者の世話が女性だけに任せられていることや、雇用主の理解などがいまだに不十分であることにより、仕事と家事の両立が難しいことが明らかになりました（42 ページ図13）。

仕事と家事・育児・介護などの生活の両立に悩みを抱える人が多く見られ、社会の活力の低下、さらに少子化・人口減少につながっていることから、官民一体となってワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組むことが求められています。

今後は、政策・方針の決定に際して男女双方の意見が反映されるよう、環境の整備をこれまで以上に進める必要があります。

また、雇用・労働の場においても男女の雇用機会の均等と待遇の平等を確保し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）および個性と能力を発揮できる環境づくりを推進するとともに、農業や商工業などの自営業の分野においても、男女共同参画の促進に努めます。

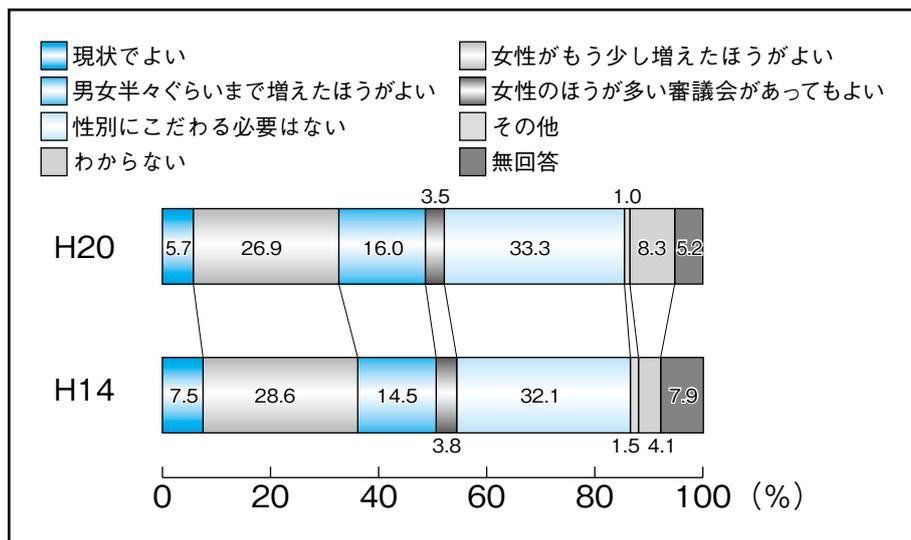


図8 Q. 茂原市では審議会等の女性委員の登用率が平成18年度で20.0%となっています。このことについて、あなたはどのように思いますか。

（平成20年度および平成14年度市民意識調査より）

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画

主要課題	施策の方向	具体的取り組み	担当課
1 政策・方針決定過程における男女共同参画	(1) 市政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	23 男女共同参画によるまちづくりの推進と審議会等委員への女性参画の拡大	企画政策課
		24 広聴活動における女性の意見聴取機会の確保	秘書広報課
		25 市女性職員の登用の推進	職員課
		26 市女性職員の能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大	職員課
	(2) 企業や団体における方針決定過程への男女共同参画の促進	27 企業・団体における女性の参画拡大についての周知・啓発	企画政策課
		28 男女雇用機会均等に係る法制度の周知と積極的取り組み（ポジティブ・アクション）の促進	商工観光課 企画政策課
	再 2 男女共同参画に関する情報紙・意識啓発パンフレットの作成	企画政策課	
2 家庭・地域社会における男女共同参画	(1) 家庭における男女共同参画の促進	29 父親の子育てに関する学習機会の提供	健康管理課 生涯学習課
		30 男性の家庭参画を促す講座等の実施	健康管理課
		再 1 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企画政策課
		再 2 男女共同参画に関する情報紙・意識啓発パンフレットの作成	企画政策課
		再 15 男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催	生涯学習課
		再 16 家庭教育に関する相談の充実	生涯学習課
	(2) 地域における男女共同参画の促進	31 地域活動や各種ボランティア活動等への男女共同参画促進のための啓発	生活課
		32 国際理解と交流の推進	企画政策課
		33 学校における国際理解教育の推進	学校教育課
		34 環境保全における男女共同参画の促進	環境保全課
		35 3Rの推進	環境保全課
		再 2 男女共同参画に関する情報紙・意識啓発パンフレットの作成	企画政策課
再 22 自治会活動などの地域活動や各種ボランティア活動における男女共同参画の促進	企画政策課		
3 労働の場における男女共同参画	(1) 就労の平等な機会と公平な待遇の確保	36 企業などが進める男女労働者の格差解消を目指す積極的取り組み（ポジティブ・アクション）の促進と再チャレンジの支援	商工観光課 企画政策課
		37 勤労女性の母性保護についての啓発	健康管理課
		38 農業における女性グループ活動の支援と女性起業の育成	農政課
	(2) 農業・商工業等自営業における男女共同参画の促進	39 農業における家族経営協定締結の促進	農政課
		40 商工業の女性グループに対する支援、育成の促進	商工観光課
		再 1 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企画政策課
		再 2 男女共同参画に関する情報紙・意識啓発パンフレットの作成	企画政策課
	(3) 女性も男性も個性と能力を発揮できる環境の整備	41 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など法制度の周知・啓発	商工観光課 企画政策課
		42 県や関係機関による能力開発研修等の情報提供	商工観光課
		43 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	企画政策課
再 1 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催		企画政策課	

※「再」は再掲の意

主要課題 1 政策・方針決定過程における男女共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野で男女が「参加」するだけでなく、対等なパートナーとして意思形成の段階から「参画」する必要があります。

しかし、女性の管理職登用や議員・審議会等委員への就任など、企業や団体における方針や意思決定の場、行政における政策決定の場への女性の参画はいまだに不十分であり、意識啓発や環境の整備をさらに充実させることが求められています。

施策の対象の半分は女性であり、誰もが暮らしやすいまちづくりのためには、女性の意思があらゆる分野に反映されることが重要です。

このため、男女のさまざまな視点や価値観などを施策に反映し、市政における男女共同参画を推進するとともに、企業・団体において性別にとらわれず意欲と能力に応じた登用が行われるよう、方針や意思決定過程における男女共同参画を促進する必要があります。

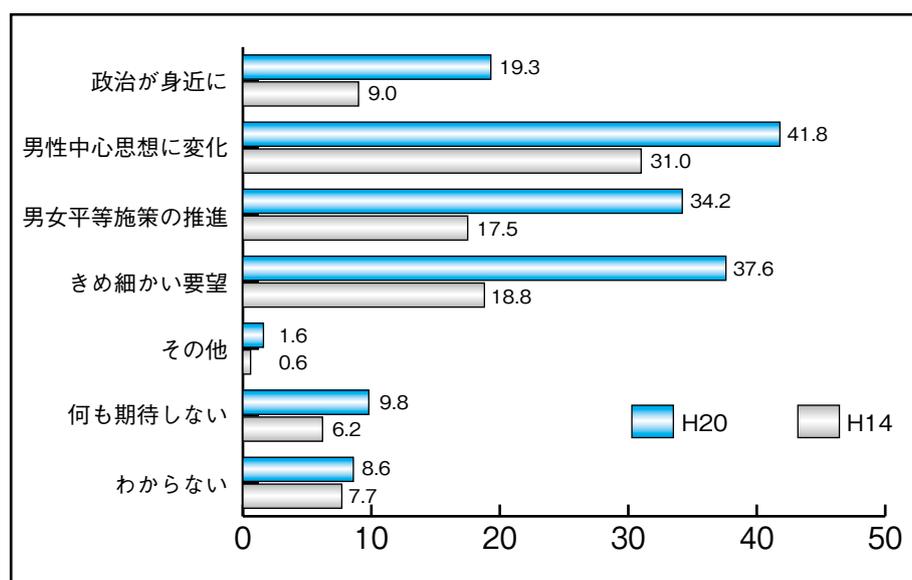


図9 Q. 政治や政策決定の場への女性の参画の機会が増えることによって、社会がどう変化することに期待しますか。

(平成20年度および平成14年度市民意識調査より)

【施策の方向】

(1) 市政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

市の審議会等委員への女性の積極的な登用を推進するとともに、市職員についても女性の登用に努めます。

事業 番号	具体的取り組み	担当課
23	男女共同参画によるまちづくりの推進と審議会等委員への女性参画の拡大 市民協働によるまちづくりを促進する上で重要な役割を担う各団体において、構成員の男女が喜びと責任を分かち合うことができるよう、意思決定過程における男女共同参画を促進するとともに、審議会等委員の選定方法における公募枠の拡大、団体や審議会等の所管課に対してのヒアリング実施などによって調査・分析し、女性参画状況について拡大を図ります。	企画政策課
指標	(15) 審議会等における女性委員の登用率	30%以上
24	広聴活動における女性の意見聴取機会の確保【新規】 「市長と話し合う会」への女性の出席者を増やす方策を講じるなど、広聴活動における女性の意見聴取機会の確保を図ります。	秘書広報課
25	市女性職員の登用の推進 男女を問わず採用・登用し、性別にとらわれない人事配置を行います。また、女性職員がその能力特性を十分発揮し、政策・方針決定過程への参画を通して管理職へ積極的に登用されるよう、人材育成の方策について検討します。	職員課
指標	(16) 管理職における女性の割合	30%以上
26	市女性職員の能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大 女性職員の人材育成の観点から、関係機関での研修を活用するなど、能力開発のための研修等への参加機会の確保・拡大を図ります。	職員課
指標	(17) 市女性職員の能力開発のための研修への参加人数	延べ20人以上

【施策の方向】

(2) 企業や団体における方針決定過程への男女共同参画の促進

企業や団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大について、働きかけや法制度の周知に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
27	企業・団体における女性の参画拡大についての周知・啓発 広報もばら、茂原市ホームページなどさまざまなメディアを活用して企業・団体における女性の参画拡大について周知・啓発を図るとともに、毎年6月の「男女共同参画週間」において広報活動を行います。	企画政策課
28	男女雇用機会均等に係る法制度の周知とポジティブ・アクション（積極的改善措置）¹¹の促進 毎年6月の「男女雇用機会均等月間」に合わせ、茂原商工会議所等の関係機関を通して法制度の周知を図るとともに、茂原商工会議所・茂原工業団地連絡協議会・茂原卸商業団地協同組合・六社懇談会等と連携を取ることで、企業が進める男女雇用機会均等に関するポジティブ・アクション（積極的改善措置）について、さまざまな方法で啓発を図ります。	商工観光課 企画政策課
再	2 男女共同参画に関する情報紙・意識啓発パンフレットの作成	企画政策課

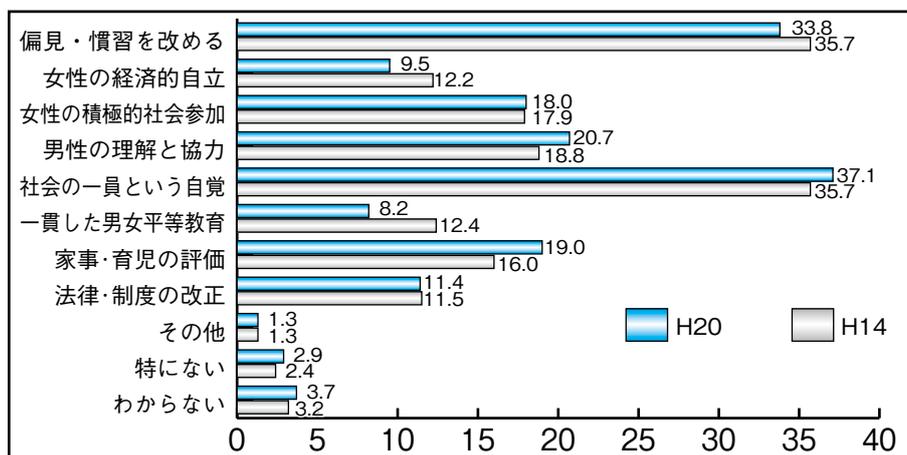


図10 Q. 女性の社会参加を進め、男女があらゆる分野で平等な立場で協力しあっていくためには、どんなことが必要だと思いますか。

(平成20年度および平成14年度市民意識調査より)

11 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が対等な構成員として自らの意思によって社会における活動に参画するとき、男女間の格差を改善するために男女のどちらかに機会を積極的に提供すること。「Affirmative Action」（肯定的措置）と「Positive Discrimination」（肯定的差別）を融合した和製英語。アメリカでは女性に限らず、黒人や少数民族など一般的に社会的不利益を受けている少数派に対してもこのような措置が行われている。

主要課題 2 家庭・地域社会における男女共同参画

核家族化や少子高齢化がますます加速される中、家庭や地域社会における活動を男女がともに担い、責任と喜びを分かち合うとともに、一人ひとりが自分自身の希望する生き方を選ぶことができ、個性と能力を十分に発揮することができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が官民挙げて取り組むべき課題となっています。

基本法においても、男女の家庭生活における活動と他の活動の両立について規定しており、子の養育や家族の介護などは、家族を構成する男女が互いに協力し、担うことを求めています。

しかし、家事・育児・介護などの多くの部分は女性が担っているのが現状です。

豊かでゆとりある生活を送るためには、男女が互いの協力により担っていくことが必要であり、特に男性については、従来の職場中心のライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められています。

また、暮らしやすい活力のある地域社会を築いていくためには、男女が共同して地域社会へ参画し、まちづくりを進めることが重要です。

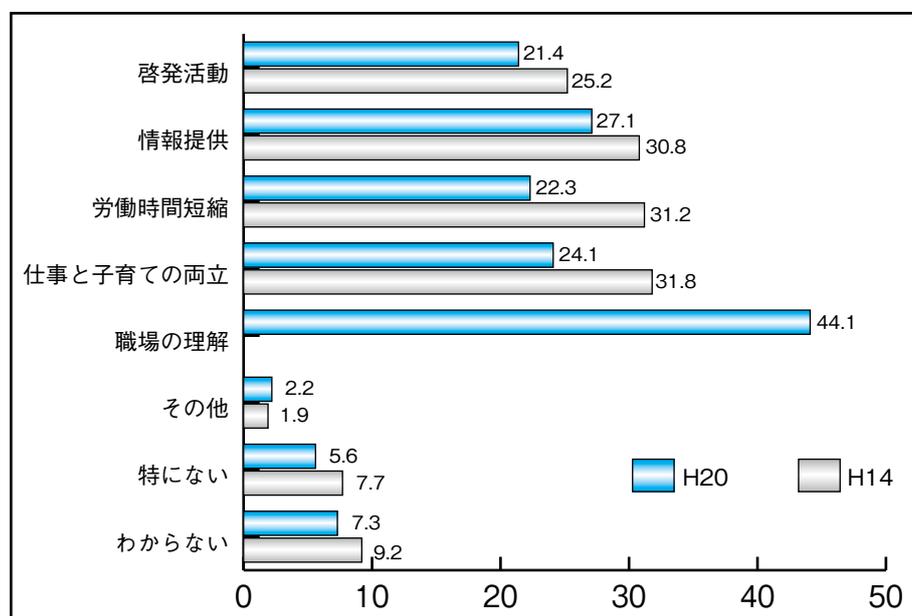


図 11 Q. これまで男性は、地域活動や家庭生活への参加が比較的少なかったと言われていました。地域活動や家庭生活への男性の参加を促進するためには、何が必要だと思いますか。

（平成 20 年度および平成 14 年度市民意識調査より）

【施策の方向】

(1) 家庭生活における男女共同参画の促進

男女共同参画に関する学習機会の提供や広報・啓発などを通して、家事・育児・介護など家庭生活における男女共同参画を促進します。

事業番号	具体的取り組み	担当課						
29	<p>父親の子育てに関する学習機会の提供</p> <p>マタニティ教室の土曜開講、父親の子育て意識を高める内容の取り入れなど、父親の積極的な子育てへの参加を促進するための学習機会を提供し、女性の妊娠・出産・育児など母性機能の社会的重要性の認識を深め、子育てを共にする意識啓発を図ります。</p> <p>また、のびのび子育て講座や家庭教育学級などの事業に父親が参加しやすいよう、講座・講習会・研修視察等を土日にも開催し、男女共同参画の意識高揚を図ります。</p>	健康管理課 生涯学習課						
指標	<table border="1"> <tr> <td>(18) マタニティ教室の開催回数</td> <td>95回(年19回)</td> </tr> <tr> <td>(19) マタニティ教室の男性参加者</td> <td>延べ380人以上(年76人以上)</td> </tr> <tr> <td>(20) 家庭教育学級の父親参加者</td> <td>延べ1,350人以上(年270人以上)</td> </tr> </table>	(18) マタニティ教室の開催回数	95回(年19回)	(19) マタニティ教室の男性参加者	延べ380人以上(年76人以上)	(20) 家庭教育学級の父親参加者	延べ1,350人以上(年270人以上)	
(18) マタニティ教室の開催回数	95回(年19回)							
(19) マタニティ教室の男性参加者	延べ380人以上(年76人以上)							
(20) 家庭教育学級の父親参加者	延べ1,350人以上(年270人以上)							
30	<p>男性の家庭参画を促す講座等の実施【新規】</p> <p>自らの健康に気を配ることができるよう、男性を対象とした「クッキングパパ教室」などの開催や男性の育児参加を促すためのマタニティ教室の内容の工夫、土曜日コースの設定など、体験的・実践的な学習活動を通して男性の家庭参画を促進します。</p>	健康管理課 東部台文化会館						
指標	<table border="1"> <tr> <td>(21) 男性を対象とする料理教室の開催回数</td> <td>5回以上(年1回以上)</td> </tr> <tr> <td>(22) 男性を対象とする料理教室の参加者数</td> <td>125人以上(年25人以上)</td> </tr> </table>	(21) 男性を対象とする料理教室の開催回数	5回以上(年1回以上)	(22) 男性を対象とする料理教室の参加者数	125人以上(年25人以上)			
(21) 男性を対象とする料理教室の開催回数	5回以上(年1回以上)							
(22) 男性を対象とする料理教室の参加者数	125人以上(年25人以上)							
再	1 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企画政策課						
再	2 男女共同参画に関する情報紙・意識啓発パンフレットの作成	企画政策課						
再	15 男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催	生涯学習課						
再	16 家庭教育に関する相談の充実	生涯学習課						

【施策の方向】

(2) 地域における男女共同参画の促進

環境保全などの地域活動や各種ボランティア活動への男女共同参画を促進するため、各種ボランティア活動に関する情報の収集・提供に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
31	地域活動や各種ボランティア活動等への男女共同参画促進のための啓発 住みよいまちづくりが展開できるよう、ボランティア情報を取りまとめた「市民活動ガイド」を配布するなど、情報提供と活動の支援を行うとともに、茂原市ボランティアセンター（茂原市社会福祉協議会内）と連携し、男女がともに地域活動に参画することの意義について理解を深めるよう、意識啓発を図ります。	生活課
32	国際理解と交流の推進 男女を問わず国際社会に柔軟に対応できる人材を育成するため、姉妹都市であるソルズベリー市等との国際交流を通じて、異文化理解と友好親善を深める機会の充実に努めます。 また、増加する外国人市民と、お互いの価値観や文化を尊重しながら共生し、安心して暮らしていくことができるまちづくりを目指し、市民、各種ボランティアを中心とする民間団体主導の国際交流を推進するための環境整備に努め、地域活動を支援します。	企画政策課
指標	(23) 交流人数	6,500人以上
33	学校における国際理解教育の推進【新規】 男女を問わず国の文化や習慣の違いを互いに理解することができるよう、姉妹都市であるソルズベリー市との交流活動の推進を図ります。 また、学校における国際理解教育を通じ、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーション能力の向上を図ります。	学校教育課
指標	(24) 姉妹都市訪問団の派遣人数	155人（年31人）
34	環境保全における男女共同参画の促進【新規】 花や自然を大切に思う心を育む「花いっぱい運動」や、地域ぐるみで環境美化に取り組む「ゴミゼロ運動」など、環境保全のための地域活動に男女がともに参画する環境づくりを目指します。	環境保全課
指標	(25) 花いっぱいコンクールの参加者数	延べ200組
	(26) ゴミゼロ運動の参加者数	延べ7万5,000人
35	3Rの推進【新規】 市民の環境に対する意識の高揚を図るとともに、ごみの減量（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rについて、広報もばらや茂原市ホームページなどのさまざまなメディアを活用して意識啓発を図ります。	環境保全課
再	2 男女共同参画に関する情報紙・意識啓発パンフレットの作成	企画政策課
再	22 自治会活動などの地域活動や各種ボランティア活動における男女共同参画の促進	生活課

主要課題3 労働の場における男女共同参画

男女雇用機会均等法などの整備により、法制面では労働条件が保障されるようになってきましたが、現実には採用・待遇・昇進などにおいて男女の格差が見られます。

「平成20年度意識調査」と「平成14年度意識調査」の結果を比較すると、女性の望ましい働き方について「結婚や出産に関わらず、ずっと職業を持つ」「子育ての時期だけ一時的に仕事を辞め、その後はフルタイムで仕事を続ける」と回答した方が減少する一方で、「子育て後にパートタイムで仕事を続ける」と回答した方が増加するなど、女性の働き方に関する考え方の変化が見られます（図12）。

男女共同参画社会づくりでは、雇用等の分野において男女が均等な機会を享受し、意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられることが重要です。

また、仕事と育児・介護を両立し、個性と能力を發揮するためには、育児・介護休業制度のより一層の定着も必要です。

一方、農業や商工業などの自営業においても、女性は重要な担い手となっています。これらの分野における男女共同参画社会づくりを促進するためには、男女が役割や貢献に見合った評価を受け、対等なパートナーとして参画することができる環境づくりが必要となります。

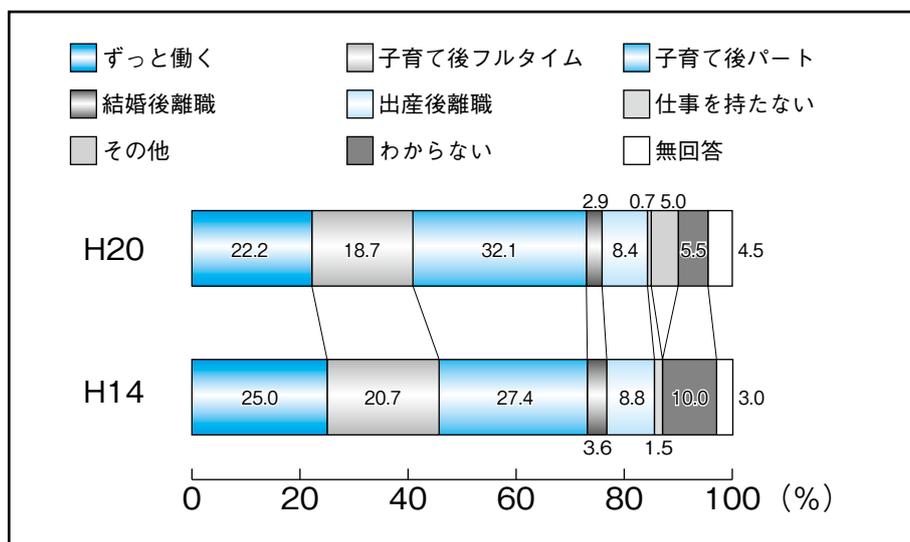


図12 Q.女性の働き方について、望ましいと思うのは次のどれですか。
(平成20年度および平成14年度市民意識調査より)

【施策の方向】

(1) 就労の平等な機会と公平な待遇の確保

雇用の場における男女平等を促進するため、男女雇用機会均等法など法制度の周知と啓発に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
36	<p>企業などが進める男女労働者の格差解消を目指すポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進と再チャレンジの支援</p> <p>毎年6月の「男女雇用機会均等月間」に合わせ、企業が進める男女労働者の格差解消を目指すポジティブ・アクション（積極的改善措置）について、さまざまな方法で啓発を図るとともに、関係機関と連携して再就職に関するセミナーや相談の周知に努めます。</p>	<p>商工観光課 企画政策課</p>
37	<p>勤労女性の母性保護についての啓発</p> <p>妊産婦の危険有害業務の就業制限等の母性保護制度や、妊娠中および出産後の女性労働者に必要な母性健康管理の措置として、妊娠届出時やマタニティ教室の参加者に「母性健康管理指導事項連絡カード」の情報提供を行い、利用の普及促進を図ります。</p> <p>また、母子健康手帳配布時に妊婦およびパートナーと面接して就労状況や健康状況を把握するとともに、母性を理由とする男女の差別的取り扱いが行われないよう、情報提供を行います。</p>	<p>健康管理課</p>
指標	<p>(27) 母性健康管理指導事項連絡カード[※]の情報提供</p> <p>6,500人以上（年1,300人以上）</p>	

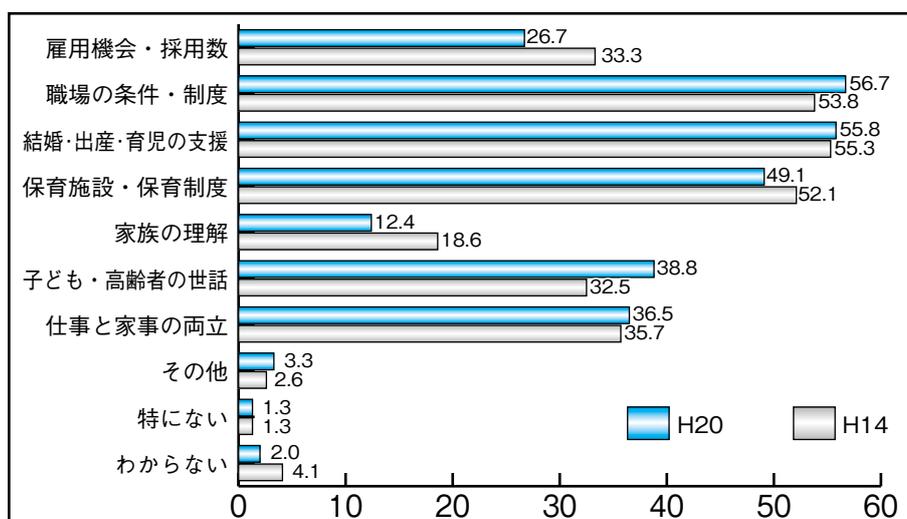


図 13 Q. 女性が仕事を続ける上で障害になっているものは何だと思いませんか。
(平成20年度および平成14年度市民意識調査より)

【施策の方向】

(2) 農業・商工業等自営業における男女共同参画の促進

男女共同参画に関する啓発を進めるとともに、女性団体や女性グループに対する支援・育成に努めます。

また、農業・商工業等自営業における男女のパートナーシップの確立に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
38	農業における女性グループ活動の支援と女性起業の育成 地元の農産物加工の研究・販売、直売所向けの商品開発や新規参入しようとする人への加工施設見学の受け入れ、起業の方法や運営の指導を行っている女性団体「麦の会」やJA長生との連携を図り、農産物加工を通じた女性の農業経営参画の促進を図ります。	農政課
指標	(28) 女性の農業起業家数	5人以上
39	農業における家族経営協定¹² 締結の促進 農業の経営形態で大半を占める家族経営において、経営と生活の境目が明確でなく、特に夫婦の場合、女性の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件があいまいになりやすいことから、経営主だけでなく配偶者、後継者にとっても農業経営が魅力あるものとするため、家族全員が主体的に経営に参画し、意欲と能力を十分に発揮できる「家族経営協定」の締結を促進します。	農政課
指標	(29) 家族経営協定の新規締結数	5件以上
40	商工業の女性グループに対する支援、育成の促進 茂原商工会議所に補助金を交付することにより、同商工会議所女性会の事業が円滑に実施できるように支援し、商工業等の自営業における男女共同参画の促進を図ります。	商工観光課
再	1 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企画政策課
再	2 男女共同参画に関する情報紙・意識啓発パンフレットの作成	企画政策課

12 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

【施策の方向】

(3) 女性も男性も個性と能力を発揮できる環境の整備

雇用の場における労働関係法令の周知や啓発などを推進するとともに、女性の職業能力開発の促進に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
41	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など法制度の周知・啓発 仕事と育児・介護の両立に向けて、女性だけでなく男性に対しても育児・介護休業の取得を促進するため、広報もばら、茂原市ホームページなどさまざまなメディアを活用して法制度の周知・啓発を図ります。	商工観光課
42	県や関係機関による能力開発研修等の情報提供 求職者の就労支援や労働者の能力開発のため、県や関係機関で実施されている講座やセミナーについての情報提供を行います。	商工観光課
43	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進【新規】 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について、講演会や講座のテーマに取り入れるとともに、広報もばら、茂原市ホームページなどさまざまなメディアを活用するほか、九都県市首脳会議 ¹³ で推進する定時退庁・定時退社などの啓発活動を通じて意識啓発を図ります。	企画政策課
再	1 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企画政策課

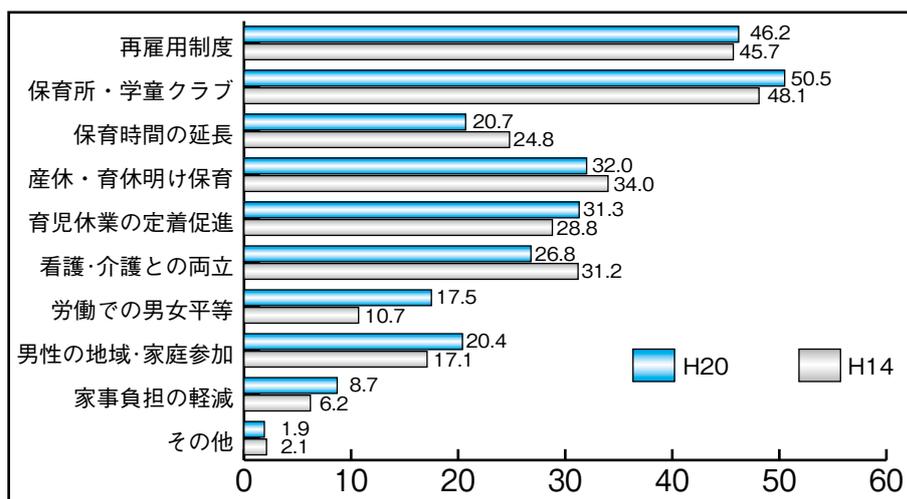


図 14
Q. 雇用の場への女性の進出が進む中で女性が働きやすい環境を作るためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。
(平成 20 年度および平成 14 年度市民意識調査より)

13 九都県市首脳会議

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の知事・市長で構成される会議で、別名「首都圏サミット」。事業者や各区域を越えて働く住民一人ひとりがワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の重要性を認識し、働き方を見直す契機となるよう、九都県市が一体となって定時退庁・定時退社の徹底などを推進している。

基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、私たち一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らすことのできる環境づくりが必要です。

「平成 20 年度意識調査」の結果によれば、男女共同参画社会の実現のために、「高齢者・障害者の介護制度の充実」や「育児・介護休業制度の普及促進」、「育児・保育事業の充実」などのニーズが高まっていることがわかります（図 15）。

育児・介護等を社会全体の問題としてとらえ、次世代を担う子どもを産み育てる環境の整備や、高齢者・障害者福祉の充実を図ることにより、市民活動全体の幅を広げ、男女がともにいきいきと活動できる環境づくりに繋げていく必要があります。

また、これまで女性の参画が少なかった防災や防犯などの分野についても、安全・安心な市民生活を守る上で、男女共同参画の視点から見直し、男女のニーズの違いに対応する必要があります。

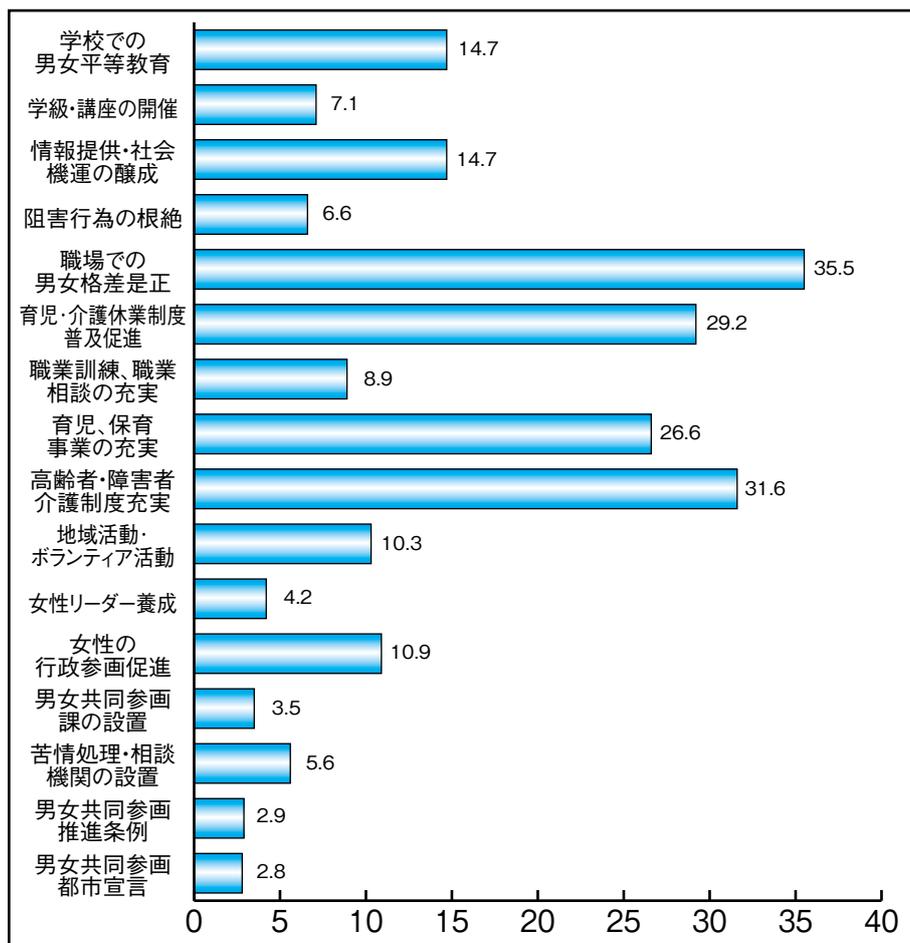


図 15 Q. 男女共同参画社会を実現するために、茂原市にどのようなことを期待しますか。

(平成 20 年度市民意識調査より)

基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと活動できる環境づくり

主要課題	施策の方向	具体的取り組み	担当課
1 安心して活動できる環境の整備	(1) 子育て支援の充実	44 次世代育成支援対策地域行動計画の推進	子育て支援課
		45 子育て支援に関する情報提供	子育て支援課
		46 子育てに関する相談業務の充実	子育て支援課
		47 保育所の整備と多様な保育サービスの提供	子育て支援課
		48 学童保育の充実	子育て支援課
		49 公立幼稚園における子育て支援の充実	学校教育課
		50 ブックスタートの充実	図書館 子育て支援課 健康管理課
	(2) 高齢者・障害者介護の充実	51 長寿クラブ等の自主活動への支援	高齢者支援課
		52 高齢者の総合相談窓口の充実	高齢者支援課
		53 認知症高齢者対策事業（認知症サポーター養成講座）	高齢者支援課
		54 障害者（児）の地域生活支援の充実	障害福祉課
		55 障害者（児）の相談事業の充実	障害福祉課
	(3) 防災・防犯における男女共同参画の促進	56 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実	総務課
		57 自主防災組織の育成	総務課
		58 地域防犯体制の充実	生活課
59 地域ぐるみで子どもを見守る「わん！だふるタイム」の充実		学校教育課 生活課	
2 健やかに安心して暮らせる環境の整備	(1) 生涯を通じた健康支援	60 自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発	健康管理課
		61 人生の各段階に応じた健康教育・指導や健康相談の推進	健康管理課
	(2) 心と身体の健康づくり支援	62 精神保健相談および社会復帰の促進	障害福祉課
		63 各種健康診査の充実	健康管理課
		64 市民参加の健康づくりの推進	健康管理課
		65 健康教育の充実	健康管理課
66 スポーツを通じての健康増進の推進	体育課		

※「再」は再掲の意

主要課題1 安心して活動できる環境の整備

65歳以上の人口が2万人を超え、市民総数の5人に1人にも達する一方で、合計特殊出生率が人口の維持に必要な2.08を大きく下回り、年間出生者が減少するという少子高齢社会を迎え、家族や地域社会のあり方が過去に例を見ない速度で急激に変化しています。

女性の社会進出や核家族化、インターネットの普及などによる高度情報化、価値観やライフスタイルの多様化などにより、家事や育児、介護などの家庭生活も大きく変わってきています。

核家族化など家庭のあり方が大きく変化する中で、次世代を担う子どもたちを社会全体で支え、子育て支援の環境を整備して健全育成を図る必要があることから、一時保育や学童保育などの多様なニーズに応える保育、子育て不安の解消を図るための相談などの支援体制の充実が求められています。

また、「平成20年度意識調査」の結果を見ると、「介護保険制度・ホームヘルパーを活用するなど、女性の負担を軽減するほうがよい」と回答した方が前回調査の約1.5倍となるなど、これまで主に女性が担ってきた高齢者・障害者の介護について、家族全員で担うだけでなく、社会全体で支える環境の整備が求められていることが伺えます（図16）。

さらに、市民生活を脅かす自然災害や近年多発する犯罪についても、地域ぐるみで対応し、男女共同参画の視点を盛り込んだ防災・防犯対策を推進する必要があります。

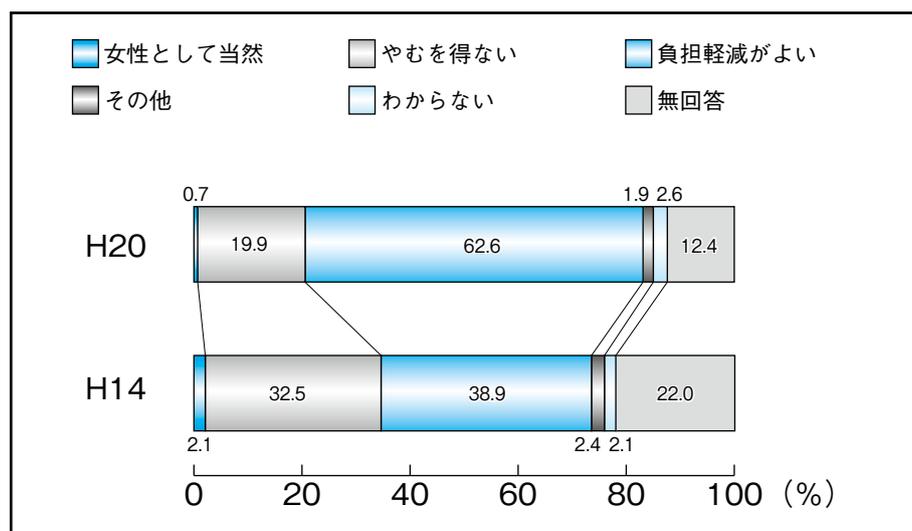


図16 Q. 家庭で寝たきりになったお年寄りなどの介護は、女性（妻・嫁・娘など）が主たる担い手になることが多いですが、このことについてどう思いますか。（平成20年度および平成14年度市民意識調査より）

【施策の方向】

(1) 子育て支援の充実

子育てに対する不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
44	次世代育成支援対策地域行動計画¹⁴の推進 子どもは次代を担う存在であることから、子どもが社会の一員として尊重され、社会全体で子育てを支援し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めるため、「次世代育成支援対策地域行動計画」で掲げる7つの基本目標に基づき、地域ぐるみで子どもたちの健全育成に取り組む事業を推進します。	子育て支援課
45	子育て支援に関する情報提供 育児に関する不安や、仕事と子育ての両立における問題を解消できるよう、新生児訪問や家庭相談員により子育てハンドブックを配布するとともに、茂原市ホームページを活用するなど、子育て支援に関する情報提供に努めます。	子育て支援課
指標	(30)「もばらで子育てハンドブック」の配布数	15,000部以上（年3,000部以上）
46	子育てに関する相談業務の充実 子育ての不安や孤立感を解消できるよう、広報もばらや茂原市ホームページを活用して相談事業の周知を図るとともに、子育て支援課および保育所、幼稚園、保健センターなどの身近な施設において、乳幼児の健康に関する相談や育児・子育てに関する相談に対応します。 児童虐待などの専門的な内容や困難事例については、要保護児童対策地域協議会 ¹⁵ を構成する関係機関と連携を図りながら対応します。	子育て支援課



14 次世代育成支援対策地域行動計画

平成17年（2005年）に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定される行動計画で、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等が記載されている。

15 要保護児童対策地域協議会

平成16年（2004年）の児童福祉法の改正により設置された、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う協議会。

47	保育所の整備と多様な保育サービスの提供		子育て支援課
	引き続き保育所の整備に努めるとともに、さまざまなニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するための多様な保育サービスの充実に努めます。 このうち時間外保育、産休明け保育については全12認可保育所で、一時保育については補助事業として2園でそれぞれ実施し、病後児保育 ¹⁶ については委託事業として1カ所で実施します。		
	指標 (31) 時間外保育・産休明け保育	12 保育所	
	(32) 一時保育	2 カ所	
	(33) 病後児保育	1 カ所	
48	学童保育の充実		子育て支援課 生涯学習課
	女性の社会進出や核家族化など家庭のあり方が大きく変化している中で、学童保育に対する需要が増大していることから、放課後児童の適切な遊びと生活の場の確保などに努め、その健全な育成を図ります。 今後は、教育委員会が主導する「放課後子どもプラン ¹⁷ 運営委員会」の中で学区ごとの検証を行い、さらなる充実を図ります。		
	指標 (34) 学童保育の開設場所	18 カ所	
	(35) 学童保育の児童数	延べ2,470 人	
49	公立幼稚園における子育て支援の充実		学校教育課
	預かり保育の実施や幼保一元化を視野に入れた認定こども園 ¹⁸ の検討など、家庭のあり方が変化する中での子育てと仕事の両立を支援するため、保護者の立場に立った子育て支援の充実を図ります。 また、就園前児童を対象とした「子育てふれあい広場」や3歳児を対象とした「まめっこクラブ」などを実施し、公立幼稚園における子育て支援機能の充実を図ります。		
指標	(36) 公立幼稚園における預かり保育の人数	1日6人～17人	

16 病後児保育

病気が回復している途中で、自宅での静養を必要とする子どもを、保護者が仕事や傷病・事故・出産・冠婚葬祭などの理由で保育する事が困難な場合、医療機関に併設した病後児保育施設で預かる事業。

17 放課後子どもプラン

地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するもの。子どもたちの適切な遊びや生活の場の確保、小学校の余剰教室などを活用して地域住民の参画を得ながら実施される学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組み。

18 認定こども園

「幼保一元化」とは、少子化の進行、育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の抱える問題点を解決するため、幼稚園と保育所の一元化を図ろうとする政策。これに対し、幼稚園と保育所等が現行の法的な位置づけを保持したまま、その機能を拡大することで、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるようにしたものを「認定こども園」という。

50	ブックスタート¹⁹の充実【新規】	図書館 子育て支援課 健康管理課
	ブックスタート（赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくり心をふれあうひとときを持つきっかけを作ることを目的として、読み聞かせを行いながら絵本を開く楽しい体験と一緒にあたたかなメッセージを伝え、絵本を手渡すとともに、保護者へ地域の子育て支援のさまざまな情報を提供する事業）について、保健センターでの10ヶ月児乳児相談の際に主任児童委員とブックスタートボランティアの協力を得ながら、その充実に努めます。	
指標	(37) ブックスタート事業の参加者数	延べ3,500組以上（年700組以上）

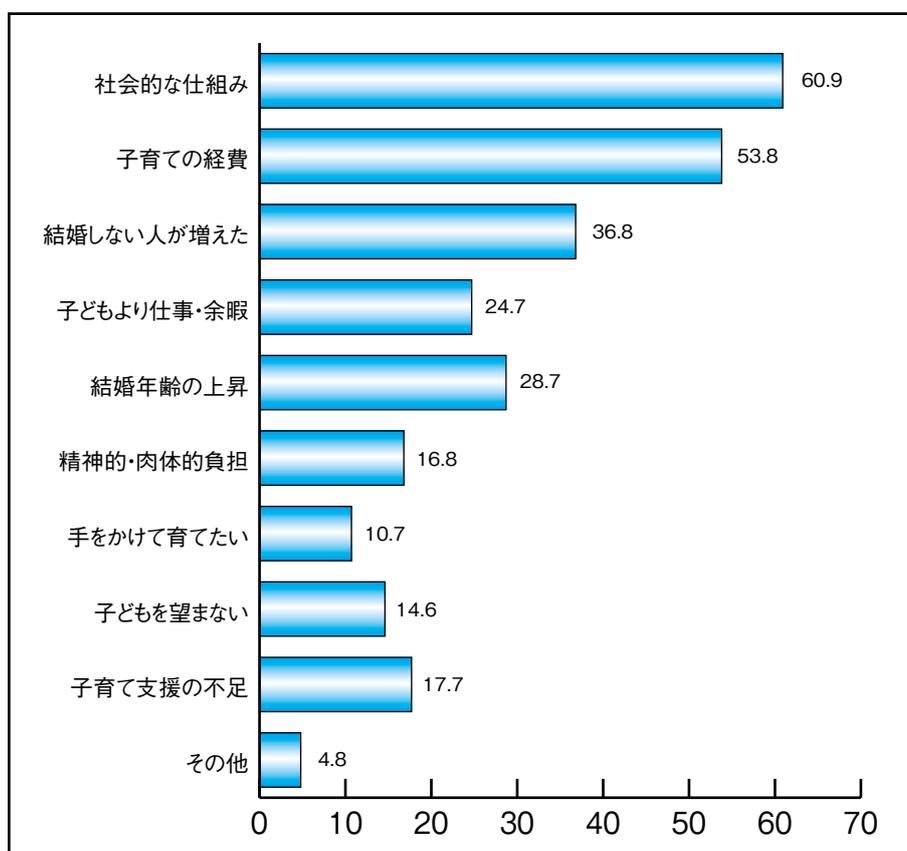


図17 Q. 女性が一生の間に産む子どもの数は2007年で1.34人となっています。あなたは、出生率が低い原因は何だと思いますか。
(平成20年度市民意識調査より)

19 ブックスタート

すべての赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験といっしょに、絵本を手渡す活動。

【施策の方向】

(2) 高齢者・障害者介護の充実

高齢者や障害者が安定した生活の中で生きがいを持って活動できるよう、さまざまな支援、相談に努めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
51	長寿クラブ等の自主活動への支援 各種スポーツや文化活動、社会奉仕、友愛活動などを通し、仲間づくりの中で、楽しく健康に過ごし、社会に貢献することを目的としている長寿クラブ等の自主活動に対し、支援を行い、地域に根ざした活動の活性化を図ります。	高齢者支援課
指標	(38) 茂原市長寿クラブ連合会の会員数 3,000人	
52	高齢者の総合相談窓口の充実 地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が中心となり、地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から総合的に支えます。また地域の高齢者および家族が身近に相談できるよう、市内各所の在宅介護支援センターに高齢者相談窓口（ランチ事業） ²⁰ を委託します。	高齢者支援課
53	認知症高齢者対策事業（認知症サポーター²¹養成講座）【新規】 性別や年齢を問わず、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるための支援者となる「認知症サポーター」の養成に努め、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを図ります。また、サポーター養成講座の講師資格を有する「キャラバンメイト」を増やし、地域での活動を広げます。	高齢者支援課
指標	(39) 認知症サポーター養成講座受講者数 延べ1,100人	
54	障害者（児）の地域生活支援の充実 障害者とその介護者のために、さまざまな助成事業をはじめとする障害福祉サービス、日中一時支援や移動支援などの地域生活支援事業を充実し、「介護は女性の役割」という社会通念を是正し、社会で支える介護の推進を図ります。	障害福祉課
55	障害者（児）の相談事業の充実 障害福祉サービスの利用に必要な情報の提供や助言、支援を行うとともに、身体障害者相談員、知的障害者相談員および保健師などによる精神保健相談支援体制の充実を図ります。	障害福祉課

20 高齢者相談窓口（ランチ事業）

高齢者が身近な場所で相談を行うことができるように、茂原市地域包括支援センターから委託を受けた市内各地区の在宅介護支援センターに高齢者相談窓口を開設する事業。

21 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をする方。平成17年から平成26年までの10年間は、認知症の人とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域を市民の手で作る運動を行う「認知症を知り地域をつくる10年」と位置づけられており、認知症サポーターを全国で100万人養成する「認知症サポーター100万人キャラバン」が実施されている。

【施策の方向】

(3) 防災・防犯における男女共同参画の促進

災害や犯罪に市民生活が脅かされることのないよう、地域ぐるみで行われている防災や防犯への取り組みについて支援を行います。

事業番号	具体的取り組み	担当課
56	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実【新規】 災害時の避難所における男女のニーズの違いを考慮し、女性にも配慮した取り組みを進めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実を図り、地域防災力の向上に努めます。	総務課
57	自主防災組織の育成【新規】 平常時および災害発生時に住民自らが被害を防止・軽減するために、地域全体の安全を守る活動を行う自主防災組織について、既存の自治会単位での設立を推進する中で、男性だけでなく女性の参画も促し、育成を図ります。	総務課
指標	(40) 自主防災組織の新規設立 15 団体以上（年 3 団体以上）	
58	地域防犯体制の充実【新規】 住民自らが「自分たちの住む地域の安全は自分たちで守る」という強い連帯意識で実施している地域防犯活動について支援を行い、男女がともに担うことにより、地域防犯力の向上を図ります。	生活課
59	地域ぐるみで子どもを見守る「わん！だふるタイム」の充実【新規】 健康増進のためのウォーキングや犬の散歩を子どもたちの登下校時間（午前 8 時ごろ・午後 3 時ごろ）に合わせて積極的に実施することにより、地域ぐるみで子どもを見守る「わん！だふるタイム」の充実を図ります。	学校教育課 生活課



「わん！だふるタイム」イメージキャラクター
アンゼンちゃんとマモロー



主要課題2 健やかに安心して暮らせる環境の整備

男女が生涯にわたってさまざまな分野でいきいきと活動するためには、心身の健康が不可欠です。

心と身体の健康保持・増進についての考え方が変わってきているため、子どもから高齢者まで、人生の各段階に応じた栄養・運動・医療等についての正しい知識を持ち、「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上やスポーツを通じての健康増進などを図る必要があります。

特に女性は妊娠や出産などの身体的特性を持っているため、人生の各段階に応じた適切な健康維持ができるよう対策を進めるとともに、次世代を担う子どもを産み育てることについて、女性も男性もともに認識を深める必要があります。



【施策の方向】

(1) 生涯を通じた健康支援

生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、思春期から中高年期、高齢期など、人生の各段階に応じた健康支援を進めます。

事業番号	具体的取り組み	担当課
60	自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発 疾病の早期発見を目的とした各種検（健）診の受診勧奨と健康相談、健康教育など疾病予防に向けた保健事業を推進します。	健康管理課
指標	(41) がん検診の受診率 50%以上	
61	人生の各段階に応じた健康教育・指導や健康相談の推進 心身の健康に関し、思春期、出産・育児期、中高年期、高齢期など生涯を通じた健康問題に対し健康相談、健康教育、家庭訪問などを行い、必要な指導および助言を行います。	健康管理課

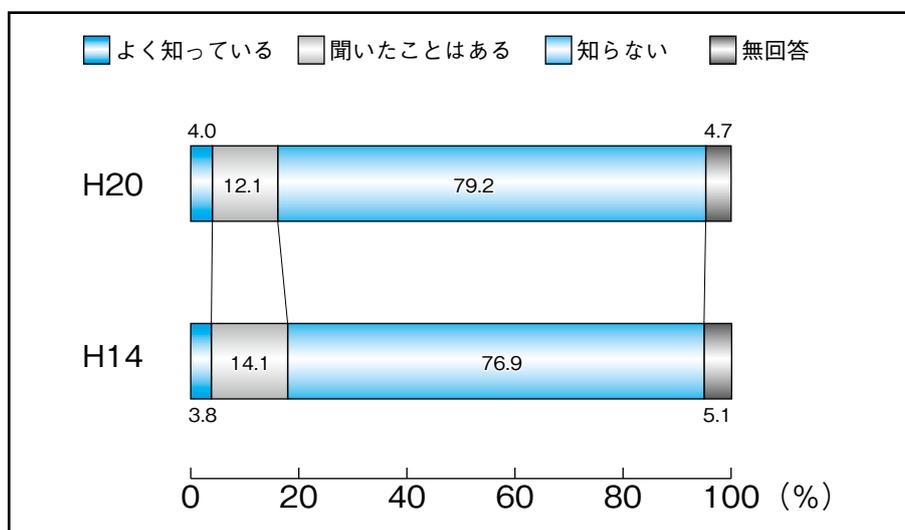


図 18 Q. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）という言葉を知っていますか。

（平成 20 年度および平成 14 年度市民意識調査より）

【施策の方向】

(2) 心と身体健康づくり支援

心と身体両面からの健康づくりを進めるため、健康管理の重要性を啓発し、健康の増進を図ります。

事業番号	具体的取り組み	担当課
62	精神保健相談および社会復帰の促進 保健師等による精神保健相談の充実を図り、社会復帰に向けての支援を促進します。	健康管理課 障害福祉課
63	各種健康診査の充実 健康に関する理解を深め、健康状態を維持するために、各種検（健）診など疾病予防に向けての保健事業を推進します。	健康管理課
64	市民参加の健康づくりの推進 「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上と健康の保持・増進および予防活動を市民が自主的に進めることができるよう、市民参加の健康づくりの推進を図ります。 地区組織（保健委員会、食生活改善協議会）委員相互の親睦を深め、必要な知識を習得し、普及活動を積極的に実施します。また、生活習慣病予防のための運動や休養、心の健康づくり、バランスのとれた食生活など市民の健康ニーズへの対応に努め、研修会、講演会、健康・栄養教室を実施します。	健康管理課
指標	(42) 保健委員会の研修会等の参加人数	延べ 8,500 人以上
	(43) 食生活改善委員会の研修会等の参加人数	延べ 15,000 人以上
65	健康教育の充実 地区組織を通して各地区で運動・栄養等の健康教室を実施するとともに、高齢者に対しては、茂原市社会福祉協議会等と連携し、高齢者が集う場に赴いて介護予防・転倒予防等の講話を実施します。 また、各団体の要望に応じて開催される職員出前講座を活用し、健康に関する講話を実施するとともに、生活習慣改善の一助となるよう、特定健康診査 ²² 後の結果説明会と事後指導を実施します。	健康管理課

22 特定健康診査

糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病が増えていることから、食生活の見直し、適度な運動などで予防するため、健康保険組合・国民健康保険などに対し、40歳以上の加入者を対象としたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査（特定健康診査）および保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられた。

66	スポーツを通じての健康増進の推進 生涯スポーツの観点に立ち、誰もが参加できるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。また、市民がスポーツによる楽しさや爽快感と市民相互の連帯感の醸成などの精神的充足感を得ることができるよう、事業の充実に努めます。 開催にあたっては、土日や夜間に開催するなど、男女がともに参画する機会の確保に努めます。	体育課
指標	(44) スポーツ・レクリエーション教室等の開催回数	延べ 598 回
	(45) スポーツ・レクリエーション教室等の参加者数	延べ 23,700 人以上



指標の一覧

指標名	計画期間（H23～27）における目標	具体的取り組み	担当課
(1) 講演会・講座の開催回数	5回以上 (年1回以上)	1. 男女共同参画に関する講演会や講座などの開催	企画政策課
(2) 参加者数	500人以上 (年100人以上)		
(3) 広報紙などによる職員出前講座に関する情報提供	5回以上(年1回以上)		
(4) 作成・配布枚数	195,000部 (39,000世帯/年1回×5年)	2. 男女共同参画に関する情報紙・意識啓発パンフレットの作成	企画政策課
(5) 市職員対象の男女共同参画に関する研修の実施	5回以上 (年1回以上)	6. 男女共同参画に関する市職員研修の実施	職員課
(6) DVに関する研修への参加	5回以上 (年1回以上)	7. DVに関する相談窓口等の充実と周知徹底	子育て支援課
(7) 広報紙などによる「女性に対する暴力をなくす運動」の周知	5回以上 (年1回以上)	8. DV防止に関する意識啓発	子育て支援課
(8) 市職員を対象とした人権に関する研修の実施・参加	5回以上 (年1回以上)	13. 人権を守るための職員研修の実施および職員の研修参加機会の確保	職員課
(9) 表現ガイドラインに関する研修の実施	5回以上 (年1回以上)	14. 男女共同参画の視点による表現ガイドラインの周知	企画政策課
(10) 家庭教育学級の開催	475回 (年95回)	15. 男女平等意識を育むための家庭教育学級の開催	生涯学習課
(11) 家庭教育学級の参加者	延べ18,500人以上 (年3,700人以上)		
(12) 教職員等を対象とした人権に関する研修の実施・参加	5回以上 (年1回以上)	18. 教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施	子育て支援課 学校教育課
(13) スクールカウンセラーの配置	7中学校	21. 児童生徒の悩みに対する相談体制の充実	学校教育課
(14) 心の教室相談員の配置	7小学校		
(15) 審議会等における女性委員の登用率	30%以上	23. 男女共同参画によるまちづくりの推進と審議会等委員への女性参画の拡大	企画政策課

指標名	計画期間（H23～27）における目標	具体的取り組み	担当課
(16) 管理職における女性の割合	30%以上	25. 市女性職員の登用の推進	職員課
(17) 市女性職員の能力開発のための研修への参加人数	延べ 20 人以上	26. 市女性職員の能力開発のための研修への参加機会の確保・拡大	職員課
(18) マタニティ教室の開催回数	95 回（年 19 回）	29. 父親の子育てに関する学習機会の提供	健康管理課
(19) マタニティ教室の男性参加者	延べ 380 人以上 （年 76 人以上）		
(20) 家庭教育学級の父親参加者	延べ 1,350 人以上 （年 270 人以上）		生涯学習課
(21) 男性を対象とする料理教室の開催回数	5 回以上 （年 1 回以上）	30. 男性の家庭参画を促す講座等の実施	健康管理課
(22) 男性を対象とする料理教室の参加者数	125 人以上 （年 25 人以上）		
(23) 交流人数	6,500 人以上	32. 国際理解と交流の推進	企画政策課
(24) 姉妹都市訪問団の派遣人数	155 人（年 31 人）	33. 学校における国際理解教育の推進	学校教育課
(25) 花いっぱいコンクールの参加者数	延べ 200 組	34. 環境保全における男女共同参画の促進	環境保全課
(26) ゴミゼロ運動の参加者数	延べ 7 万 5,000 人		
(27) 母性健康管理指導事項連絡カードの情報提供	6,500 人以上 （年 1,300 人以上）	37. 勤労女性の母性保護についての啓発	健康管理課
(28) 女性の農業起業者数	5 人以上	38. 農業における女性グループ活動の支援と女性起業の育成	農政課
(29) 家族経営協定の新規締結数	5 件以上	39. 農業における家族経営協定締結の促進	農政課
(30) 「もばらで子育てハンドブック」の配布数	15,000 部以上 （年 3,000 部以上）	45. 子育て支援に関する情報提供	子育て支援課
(31) 時間外保育・産休明け保育	12 保育所	47. 保育所の整備と多様な保育サービスの提供	子育て支援課
(32) 一時保育	2 力所		
(33) 病後児保育	1 力所		

指標名	計画期間（H23～27）における目標	具体的取り組み	担当課
(34) 学童保育の開設場所	18 力所	48. 学童保育の充実	子育て支援課
(35) 学童保育の児童数	延べ 2,470 人		
(36) 公立幼稚園における預かり保育の人数	1 日 6 人～ 17 人	49. 公立幼稚園における子育て支援の充実	学校教育課
(37) ブックスタート事業の参加者数	延べ 3,500 組以上 (年 700 組以上)	50. ブックスタートの充実	図書館 子育て支援課 健康管理課
(38) 茂原市長寿クラブ連合会の会員数	3,000 人	51. 長寿クラブ等の自主活動への支援	高齢者支援課
(39) 認知症サポーター養成講座受講者数	延べ 1,100 人	53. 認知症高齢者対策事業（認知症サポーター養成講座）	高齢者支援課
(40) 自主防災組織の新規設立	15 団体以上 (年 3 団体以上)	57. 自主防災組織の育成	総務課
(41) がん検診の受診率	50%以上	60. 自らの健康を自ら管理する意識づくりについての啓発	健康管理課
(42) 保健委員会の研修会等の参加人数	延べ 8,500 人以上	64. 市民参加の健康づくりの推進	健康管理課
(43) 食生活改善委員会の研修会等の参加人数	延べ 15,000 人以上		
(44) スポーツ・レクリエーション教室等の開催回数	延べ 598 回	66. スポーツを通じた健康増進の推進	体育課
(45) スポーツ・レクリエーション教室等の参加者数	延べ 23,700 人以上		

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画（第2次）～を効果的に推進するために、男女共同参画社会づくりへのさらなる理解の浸透に努めるとともに、推進体制の整備、関係機関との連携、市民や団体、企業等の連携を図りながら進めます。

(1) 推進体制の整備

第2次計画に基づき、さまざまな施策を総合的かつ計画的に推進していくため、推進体制の充実を図ります。

庁内においては推進委員会を設置し、計画の推進、施策の調査・研究に努めます。また、関係各課で取り組んでいる各事業の進ちょく状況について事業評価シートによる評価を行い、計画の適切な進行管理に努めます。

(2) 関係機関との連携

男女共同参画社会を実現するための課題は広範囲にわたるため、法律や制度の見直しなど、市行政の権限を超えるものについては国、千葉県に要請します。

また、近隣市町村との交流・連携を図り、広域的に計画を推進します。

(3) 調査研究・情報提供の充実

第2次計画を効果的に推進するため、引き続き市民の意識や実態などを調査研究し、各施策に反映させます。

男女共同参画社会を実現するためには市民や企業・団体の理解と協力が不可欠であることから、講演会やセミナーなどの開催による意識啓発、広報もばらや茂原市ホームページなどさまざまなメディアを活用した情報提供に努めます。

また、男女共同参画計画の強化と諸施策を進める根拠となる男女共同参画条例について、市民の意識や企業・団体の意見を収集・分析するなど、調査研究に努めます。

参 考 資 料

参考資料

(1) 茂原市男女共同参画計画（第2次）の策定経過

平成20年	4月	○策定作業開始
	8月	○市民アンケート調査の実施 ・20歳以上の市民3,000人を無作為抽出
	9月～	○市民アンケート調査の回収・集計・分析 ・回収数 1,189件 ・回収率 39.6%
平成21年	3月	○市民アンケート調査の分析結果を公表（広報もばら、茂原市公式ホームページ）
	9月	○全体説明会 ・各担当課に原案の作成方法について説明 ○職員提言を募集
	10月	○男女共同参画社会づくり推進懇話会設置要綱を改正 ・公募による委員を広く募集するため改正 ○男女共同参画社会づくり推進委員会設置要綱を改正 ・主管課長クラスから各部長の推薦する男女1名ずつの職員へと変更 ○男女共同参画社会づくり推進委員会 ・策定要綱、策定体制、策定スケジュール等について協議 ・研修（講師：千葉県男女共同参画課職員）
	11月～12月	○男女共同参画社会づくり推進委員会作業部会 ・3班に分かれ、基本目標ごとに事業計画案について検討
	12月	○男女共同参画社会づくり推進懇話会委員を公募（広報もばら、茂原市公式ホームページ）
平成22年	1月	○男女共同参画社会づくり推進委員会 ・原案について説明 ○男女共同参画社会づくり推進懇話会事前説明 ・公募応募者に対して事前説明 ○政策調整会議、庁議 ・素案を決定

平成22年	4月	○第1回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・委嘱 ・茂原市男女共同参画計画（第2次）案の概要説明
	5月	○第2回男女共同参画社会づくり推進懇話会・男女共同参画社会づくり推進委員会合同会議 ・研修（講師：千葉県男女共同参画課職員）
	6月	○第3回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・第1章計画策定の背景、第2章計画の基本的考え方
	7月	○第4回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・第1章計画策定の背景、第2章計画の基本的考え方
	8月	○第5回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・第1章計画策定の背景、第2章計画の基本的考え方、第3章施策の体系 ・第4章計画の内容 基本目標Ⅰ男女共同参画社会づくりに関する意識の定着 ・第2次計画の愛称募集について ○パブリックコメント（市民意見募集）手続き ・茂原市男女共同参画計画（第2次）素案に関する市民意見を募集
	9月	○第6回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・第4章計画の内容 基本目標Ⅱあらゆる分野における男女共同参画
	10月	○第7回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・第4章計画の内容 基本目標Ⅲ男女がともにいきいきと活動できる環境づくり、第5章計画の推進
	11月	○第8回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・施策への提言（案） ○茂原市男女共同参画計画（第2次）の愛称を募集（広報もばら、茂原市公式ホームページ、自治会配布など） ○議員全員協議会 ・第2次計画の策定状況について説明
	12月	○第9回男女共同参画社会づくり推進懇話会 ・施策への提言（案）

平成23年	1月	○第10回男女共同参画社会づくり推進懇話会・男女共同参画社会づくり推進委員会合同会議 ・提言書を市長あてに提出 ・愛称の選考
	2月	○議員全員協議会 ・第2次計画について説明
	3月	○茂原市男女共同参画計画（第2次）を決定

(2) 茂原市男女共同参画社会づくり施策への提言

平成23年1月17日

茂原市長 田中 豊彦 様

茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会
会長 中山 清志

茂原市男女共同参画社会づくり施策への提言

本懇話会は平成22年4月16日に市長より委嘱を受け、以来9回の懇話会を開催し、「茂原市男女共同参画計画（第2次）」策定のため、行政とともに検討を重ねてまいりました。

計画では、男女共同参画社会の実現に向けて、3つの基本目標（Ⅰ．男女共同参画社会づくりに関する意識の定着、Ⅱ．あらゆる分野における男女共同参画、Ⅲ．男女がともにいきいきと活動できる環境づくり）を掲げ、平成27年度を目標年次とした男女共同参画社会づくりへの取り組みを示しています。

つきましては、男女共同参画社会の実現を目指し、特に次の事項に十分留意されまじよう、ここに提言いたします。

■課題1. 人権尊重意識の啓発について

人権尊重意識および男女共同参画社会づくりに関する意識の啓発のためには、幼児期から学校教育、生涯学習の場まで一貫した人権教育が必要です。

特に広報・啓発については、市民自らが資料などを手に取って目にするなど、男女共同参画社会づくりを担う一主体として興味・関心を持つ必要があることから、以下の点について提言します。

- 講演会だけでなく講座を複数回設定するなど、さまざまな機会をとらえた継続的かつ草の根的な取り組みを積極的に進め、人権尊重意識・男女共同参画社会づくりに関する意識の定着に努められたい。
- 男女共同参画について視覚的・直感的にとらえることができるよう、マスコットキャラクターを用いた普及啓発を図るなど、広報の手法を工夫されたい。
- 市民が自ら資料を手にとって読むことができるよう、公共施設における資料の配布方法について見直しを図られたい。
- 広報・啓発の機会を確保するため、市民が集まる集会・イベントなどを集約して公表するなど、情報の一元化について検討されたい。
- 市政に関する情報をインターネットに掲載して広報・啓発を図る際には、レイアウトや内容を工夫するなど、資料の整理に努められたい。

■課題2. 男女平等意識の啓発について

男女平等の意識づくりのためには、幼児期からの教育が重要です。

企業・団体では男女の雇用機会均等について理解はしているものの、景気低迷などの社会情勢によって実践が伴わないという実情があります。

男女平等意識の定着を図るためには、学校や家庭、職場、地域など、あらゆる場において男女が対等な構成員であることを再認識し、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合う必要があることから、以下の点について提言します。

- 幼児期から青年期にかけての教育が重要であることから、家庭や学校において男女共同参画の基本的な考え方を踏まえた教育が展開されるよう、促進に努められたい。
- 教員・保育士や保護者など、教育する側が男女平等意識を持つ必要があることから、研修や講演会・講座の充実に努められたい。
- 児童・生徒が楽しみながら人権尊重意識を身につけることができるよう、小中学校への出前講座や保育所・幼稚園における紙芝居などを用いた教室の開催など、児童・生徒の年齢・発達段階に応じた指導について、保育所・幼稚園・学校との連携に努められたい。
- 保育所・幼稚園・学校への出前講座の開催について、民間団体の協力を得られるよう、市としての方針・方向性を明確に示されたい。
- 家庭教育学級の開催に際し、男女共同参画をテーマとした講座が開かれるよう、PTAなど関係団体への働きかけに努められたい。
- 地域の人々や団体同士の交流が横断的に促進されるようなネットワークの構築を図られたい。

■課題 3. 政策・方針決定過程における男女共同参画について

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野で男女が対等なパートナーとして、それぞれの団体における意思決定過程から参画する必要があります。

施策の対象である市民の半数は女性であり、男女双方の意思があらゆる分野において重視されることが重要であることから、以下の点について提言します。

- 女性の社会進出拡大の現状に鑑み、審議会等における女性委員の登用を進める手法として、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）について調査研究し、実現に努められたい。
- 市政における男女共同参画を進めるため、予算や企画立案の段階から女性職員が積極的に参画できるように配慮するなど、人材の育成に努められたい。
- 農業の現状として、担っているのは女性によるところが大きいことから、農業施策についての重要な機関である農業委員会に女性が参画できるよう考慮されたい。
- 商工業の事業主が集まる機会をとらえて講演会・講座を開催するなど、経営者に対する男女共同参画意識の啓発に努められたい。

■課題 4. 家庭・地域社会における男女共同参画について

核家族化が進み、家族や地域のあり方が変容する中、家庭や地域における活動を男

女がともに協力し合い、担っていく必要性が高まっています。

一人ひとりが自分自身の望む生き方を選択し、個性と能力を十分に発揮することができるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現については、官民挙げて取り組まれているものの、いまだに不十分であるのが実情です。

豊かでゆとりある生活の実現および活力ある地域社会の構築のためには、男女が互いの協力によって活動に参画していく必要があることから、以下の点について提言します。

- 男性を対象とした子育て相談や子育て講座、介護教室を土日に開催するなど、子育てや介護などに関する男性の学習機会の確保に努められたい。
- 地域で自主的に子どもたちの健全育成を図る育成会や「おやじの会」などの活動が盛んに行われている現状に鑑み、地域ぐるみで子どもたちを支え、見守る場づくりについて促進に努められたい。
- 子育て世代や高齢者と小・中・高校生が交流することにより、子どもたちの思いやりの心を育てるとともに、子育て中の両親や高齢者の気分転換、ストレス解消の場となるよう、学校と連携した子育てサロンや高齢者交流の場づくりについて検討されたい。
- 自治会などの地域団体において女性の参画が促進されるよう、環境整備に努められたい。

■課題 5. 労働の場における男女共同参画について

男女雇用機会均等法などの法整備が進められてきましたが、長引く不況などの影響により、採用・待遇・昇進などにおいて男女の格差が見られるのが実情です。

男女が労働の場において均等な機会を得るためには、仕事と育児・介護の両立を社会全体で支援していく必要があることから、以下の点について提言します。

- 女性が社会に進出するためには育児・介護と仕事の両立を支援する社会基盤の成熟が必要であることから、さまざまなニーズに応じる多様な保育サービスなど、両立支援策のさらなる充実に努められたい。
- 大企業や中小企業、官庁で男女共同参画に関する温度差があるという実情を踏まえ、事業主にヒアリングを行うなど、賛同を得るとともに男女共同参画社会づくりに取り組んでもらうための方策を検討されたい。
- 豊富な地下資源と恵まれた自然環境、首都圏への立地優位性を背景に、農業・商業・工業などの産業がバランスよく発展し、職・住・遊・学が集積の場として成長してきた本市の地域性を踏まえ、企業・団体が男女共同参画を理解し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けての取り組みを実践することができるよう、働きかけに努められたい。

■課題 6. 安心して活動できる環境の整備について

少子高齢社会を迎え、家族や地域のあり方が目まぐるしく変わる中で、次世代を担う子どもたちを社会全体で支え、健全育成を図ることの重要性が増しています。

また、これまで主に女性が担ってきた高齢者・障害者の介護、主に男性が担ってきた防災・防犯の分野についても、男女がともに担う必要があります。

男女共同参画社会の実現のためには、安心して活動できる環境の整備を社会全体で進める必要があることから、以下の点について提言します。

- 子育てに関する相談の窓口は地域の身近な保育所・幼稚園であることから、市民が子育ての悩みを相談しやすい雰囲気づくりと情報提供に努め、その周知を図られたい。また、市へ転入してきた子育て世代の家族について、子育てに関する情報提供や相談支援に努められたい。
- 児童虐待など子育てに関する相談案件が多様化・複雑化していることから、相談員を常勤で配置するなど、子育てに関する相談や児童虐待の防止体制のさらなる充実に努められたい。
- 児童福祉法の改正により保育所が措置制度から選択利用方式に変更されたことに鑑み、利用者の選択に資する情報の提供として、ホームページやパンフレットの充実に努められたい。
- 幼保一元化については第1次計画からの懸案事項であり、国政の動向を見極めながら、調査・研究に努められたい。
- 2人目の子どもの出産時における母体の負担軽減や児童を預かっている祖父母世代の社会参画の支援、在宅で高齢者・障害者の介護に携わっている男女の心身両面のサポートなどの観点から、福祉の総合相談窓口を設置して必要な福祉サービスを紹介・あっせんするなど、情報提供と支援体制の充実に努められたい。また、精神的にも肉体的にも大きな負担を強いられている介護者同士が情報交換し、心身の負担を和らげることができるよう、交流の場づくりに努められたい。
- 地域包括支援センター、民生委員、社会福祉協議会、中核地域生活支援センターなどの機関とNPO、ボランティアなどの市民団体が連携し、支援を必要とする高齢者・障害者のサポートに地域ぐるみで取り組むことができるよう、各団体間の連絡調整を図られたい。
- 消費生活相談に対する需要が高まっていることから、消費生活相談センターの設置と相談体制の充実に努められたい。
- 地域ぐるみで登下校時の子どもを見守ることは大切であり、今後も継続するとともに、さらなる充実に向けて取り組まれたい。
- 自治会や地区社会福祉協議会、自主防災組織など、さまざまな団体で地域の防災に取り組んでいるが、災害発生時には指揮命令系統が混乱する恐れがあ

ることから、平時から各団体の連携が取れるよう調整に努められたい。

■課題 7. 健やかに安心して暮らせる環境の整備について

男女が生涯にわたってさまざまな分野でいきいきと活動するためには、心身の健康が欠かせません。

心と身体健康維持のためには、市民自らが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、健康管理やスポーツの増進について努力する必要があることから、以下の点について提言します。

- 保健委員会や食生活改善協議会、地区社会福祉協議会など、組織によってそれぞれ担当する区域が異なり、連携が難しい事例が生じていることから、地区割りについて全市的な整合を図られたい。
- 保健委員会や食生活改善協議会、地域のボランティア団体など、これまで多く女性が担ってきた分野に対し、男性の参画が促進されるよう努められたい。
- 高齢者が健康管理やスポーツ教室などに自主的・継続的に取り組み、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、総合的な介護予防対策に取り組まれたい。
- 団塊の世代の男女がボランティア活動などでそれぞれの力を発揮することができるよう、社会参画の場づくりに努められたい。

■課題 8. 推進体制について

計画の実効性を担保するためには、計画における PDCA サイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Act：改善）を認識し、適切な進行管理に努める必要があります。

効果的に計画を推進するためには行政と市民、団体、企業などが連携を図る必要があることから、以下の点について提言します。

- 関係各課の第2次計画に係る進ちょく状況について、事業評価シートに基づき、男女共同参画の視点から見た課題・問題点を自己分析して評価するとともに、数値目標として掲げた指標の評価・分析に努め、計画の適切な進行管理を図られたい。また、市民参加のもとで進ちょく状況について報告する機会を設けられたい。
- 第三者機関がチェックするなど事業評価の透明性を確保するとともに、男女共同参画審議会の設置および男女共同参画条例の制定について調査研究に努められたい。
- 市政に関する情報収集の場および市民団体・ボランティア・NPOなどの市民活動の拠点となる市民活動センターの設置について検討するとともに、その一部として男女共同参画センターを開設することも視野に入れ、検討を進められたい。

(3) 茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会づくりの推進にあたり、広く意見を求めるため、茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会づくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係諸団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第2項の規定により委嘱又は任命された委員の任期は、当該委嘱又は任命に係る事項について調査及び審議が終了した日までとする。

2 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、委員が委嘱又は任命されて最初に行われる会議にあつては、市長がこれを招集する。

- 2 懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会 (平成22年6月30日現在・敬称略)

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
市 議 会 議 員	勝山 穎郷	総務委員会委員長	
学 識 経 験 者	大塚 節子	千葉県男女共同参画地域推進員(東上総地域)	
	中山 清志	千葉県男女共同参画地域推進員(東上総地域)	会 長
関 係 諸 団 体 の 代 表 者	秋葉 京子	茂原商工会議所女性会副会長	
	浦島 京子	JA 長生女性部	
	嶋崎 義光	茂原市自治会長連合会副会長	
	(露崎 皓久)	(茂原市自治会長連合会)	
	古内あや子	茂原市連合婦人会東郷地区会長	
一 般 公 募	上野 友子		
	大越 春代		
	田中 祥子		副会長
	田中 豊		
	塚崎キミ子		
	寺田三千代		
	二階堂高史		
	長谷川初子		

※ () は計画策定中に交代のあった前任者

アドバイザー	川野 有佳	城西国際大学国際人文学部准教授
	遠藤 恵子	城西国際大学ジェンダー・女性学研究所助教

(4) 茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会づくりに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会づくりに関する施策の調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会づくりに関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員16人以内で組織する。

- 2 委員は、茂原市職員のうちから市長が適当と認める者をもって充てる。
- 3 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 5 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 推進委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員が任命されて最初に行われる会議にあっては、企画政策課長の職にある者がこれを招集する。

- 2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会 (平成21・22年度)

氏 名	所 属 [※]	備 考	
岡本 弘明	総務部	秘書広報課	委員長
石井 美帆		職員課	
神馬 幹夫	企画財政部	市民税課	
坂倉みゆき		資産税課	
渡部 智之	市民環境部	国保年金課	
篠崎 光代		生活課	
矢部 和宏	健康福祉部	社会福祉課	
柳川 信子		健康管理課	
小久保 堅	経済部	農政課	
飯島 博美		商工観光課	
白井 高	都市建設部	建設課	
並木 保枝		街路公園課	
佐久間知子	教育部	生涯学習課	
丸 康憲		学校教育課	
芝崎 一郎	議会・農業・選管・監査	農業委員会	
北田 光代		議会事務局	副委員長

※ 所属は平成21年度における部・課・委員会等

(5) 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年7月16日法律第102号
同11年12月22日 同 第160号

目 次

前 文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女

が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

-
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設 置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組 織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議 長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

(6) 男女共同参画社会づくり推進施策の歩み（国際婦人年以降）

年	世界・国連、日本、千葉県、茂原市の動き	
1975年（昭和50年）	世界・国連 日本	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年（目標：平等、開発、平和） ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）を開催 ・世界行動計画を採択 ・婦人問題企画推進本部を設置 ・婦人問題企画推進本部会議を開催
1976年（昭和51年）～ 1985年（昭和60年）	国連婦人の十年	
1976年（昭和51年）	日本 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・民法を一部改正 ・民生部内に婦人児童課を設置
1977年（昭和52年）	日本 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」を策定 ・「千葉県婦人問題行政連絡協議会」を設置
1978年（昭和53年）	千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し、「婦人班」を設置
1979年（昭和54年）	世界・国連 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」を採択 ・各支庁に婦人問題担当窓口を設置
1980年（昭和55年）	世界・国連 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）を開催 ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」を採択 ・婦人広報誌「ちばの婦人」を創刊
1981年（昭和56年）	日本 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」を策定 ・「千葉県婦人施策推進総合計画」を策定 ・「千葉県青少年婦人会館」を開館
1982年（昭和57年）	千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題推進のつどい」を開催
1984年（昭和59年）	茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・民生部婦人児童課を民生部児童家庭課に改組
1985年（昭和60年）	世界・国連 日本 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年最終年ナイロビ世界会議」を開催 ・（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 ・「国籍法」の改正 ・「男女雇用機会均等法」の公布 ・「女子差別撤廃条約」を批准 ・「婦人問題に関する意識調査」を実施 ・「千葉県婦人問題懇話会」を設置
1986年（昭和61年）	日本 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部を拡充し、構成を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者会議を開催 ・「婦人フォーラム」県大会を開催 ・「千葉県婦人計画」策定
1987年（昭和62年）	日本	<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定

年	世界・国連、日本、千葉県、茂原市の動き	
1988年（昭和63年）	千葉県	・「国際婦人フォーラム」を開催
1989年（平成元年）	世界・国連 千葉県	・「児童の権利条約」を採択 ・「婦人問題に関する意識調査」を実施
1990年（平成2年）	世界・国連 千葉県	・国連経済社会理事会において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択 ・青少年婦人課に「婦人政策室」を設置
1991年（平成3年）	日本 千葉県	・「育児休業法」の公布 ・婦人問題担当大臣を任命 ・「さわやかちば女性プラン」を策定
1992年（平成4年）	千葉県	・「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」に変更
1993年（平成5年）	世界・国連 千葉県	・世界人権会議（ウィーン）を開催 ・「女性に対する暴力撤廃宣言」を採択 ・千葉県女性白書「ちば女性のすがた」を発行 ・「男女共同参加型社会に向けての県民意識調査」を実施
1994年（平成6年）	世界・国連 日本	・国際人口・開発会議（カイロ）を開催 ・男女共同参画室を設置 ・男女共同参画審議会を設置（政令） ・男女共同参画推進本部を設置
1995年（平成7年）	世界・国連 日本 千葉県 茂原市	・第4回世界女性会議（北京）を開催 ・「北京宣言及び行動綱領」を採択 ・「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化） ・第4回世界女性会議（NGOフォーラム）派遣事業を実施 ・民生部を健康福祉部に改組
1996年（平成8年）	日本 千葉県	・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）が発足 ・「男女共同参画2000年プラン」を策定 ・「ちば新時代女性プラン」を策定 ・さわやかちば県民プラザ（女性センター）を開館
1997年（平成9年）	日本	・男女共同参画審議会を設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」を改正 ・「介護保険法」を公布
1998年（平成10年）	千葉県	・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」を実施
1999年（平成11年）	日本	・「男女共同参画社会基本法」を公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」を公布、試行
2000年（平成12年）	世界・国連 日本 千葉県	・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）を開催 ・「男女共同参画基本計画」を策定 ・「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組

年	世界・国連、日本、千葉県、茂原市の動き	
2001年（平成13年）	日本 千葉県 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議を設置 ・男女共同参画局を設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」を閣議決定 ・「千葉県男女共同参画計画」を策定 ・千葉県男女共同参画白書「ちばデータでみる女と男」を発行 ・教育委員会および健康福祉部児童家庭課において取り組んできた女性施策を「男女共同参画施策」として企画財政部企画政策課に移管
2002年（平成14年）	日本 千葉県 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会を開催 ・女性サポートセンターを設置し、千葉県女性センターとともに配偶者暴力相談支援センターに指定 ・「茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会」を設置 ・「茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会」を設置 ・「茂原市男女共同参画社会づくりにむけての意識調査」を実施
2003年（平成15年）	日本 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部において「女性のチャレンジ支援策の推進について」を決定 ・男女共同参画社会の将来像検討会を開催 ・女子差別撤廃条約実施状況第4回・第5回報告の審議 ・「次世代育成支援対策推進法」を公布・施行 ・「少子化社会対策基本法」を公布・施行 ・「茂原市男女共同参画社会づくりにむけての意識調査」の結果を公表
2004年（平成16年）	日本 千葉県 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正 ・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」を実施 ・「茂原市男女共同参画計画」を策定
2005年（平成17年）	世界・国連 日本	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連女性の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）を開催（ニューヨーク） ・「育児・介護休業法」を改正 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定
2006年（平成18年）	日本 千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」を改正 ・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定 ・ちば県民共生センター、同東葛飾センターを開設 ・「千葉県男女共同参画基本計画（第2次）」を策定
2007年（平成19年）	日本	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」の一部改正を施行 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定

年	世界・国連、日本、千葉県、茂原市の動き	
2008年（平成20年）	日本 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正 ・健康福祉部児童家庭課内に子育て支援室を設置 ・「茂原市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」を実施
2009年（平成21年）	日本 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」を改正 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議 ・「茂原市男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」の結果を公表 ・「茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会」、「茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会」を組織改正
2010年（平成22年）	日本 茂原市	<ul style="list-style-type: none"> ・政労使トップによる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の新たな合意 ・「茂原市男女共同参画社会づくり推進懇話会」を設置 ・健康福祉部を福祉部に、児童家庭課を子育て支援課に改組

男女ハートフル共生プラン ～茂原市男女共同参画計画（第2次）～

平成23年3月

発行 茂原市
企画・編集 茂原市企画財政部企画政策課
TEL 0475-20-1516
FAX 0475-20-1603
E-mail kikaku@city.mobara.chiba.jp
<http://www.city.mobara.chiba.jp/kikaku/>

問い合わせ先

茂原市企画財政部企画政策課 Tel0475-20-1516 FAX0475-20-1603
kikaku@city.mobara.chiba.jp <http://www.city.mobara.chiba.jp/kikaku/>